

平成19年第4回大仙市議会定例会会議録第2号

---

平成19年12月12日（水曜日）

---

議事日程第2号

平成19年12月12日（水曜日）午前10時開議

---

第1 一般質問

---

出席議員（29人）

1番 大坂 義徳	2番 佐藤 文子	3番 小山 誠治
4番 佐藤 隆盛	5番 藤井 春雄	6番 杉沢 千恵子
7番 佐々木 昌志	8番 高橋 敏英	9番
10番 千葉 健	11番 渡邊 秀俊	12番 金谷 道男
13番 斉藤 博幸	14番 佐々木 洋一	15番 大野 忠夫
16番 武田 隆	17番 菊地 幸悦	18番 佐藤 芳雄
19番 橋本 五郎	20番 大山 利吉	21番 門脇 一男
22番 本間 輝男	23番 藤田 君雄	24番 高橋 幸晴
25番 橋村 誠	26番 佐藤 孝次	27番 鎌田 正
28番 北村 稔	29番 竹原 弘治	30番 児玉 裕一

---

欠席議員（0人）

---

説明のため出席した者

市長 栗林 次美	副市長 久米 正雄
教育長 三浦 憲一	代表監査委員 田牧 貞夫
総務部長 老松 博行	企画部長 佐々木 正広
市民生活部長 元吉 峯夫	健康福祉部長 深谷 久和
農林商工部長 藤原 薫	建設部長 柴田 勝三
病院事務長 富岡 暁雄	水道局長 田口 良邦

教 育 次 長    相 馬 義 雄                      教 育 次 長    今 井                      聰  
総 務 課 長    進 藤 雅 彦

---

議会事務局職員出席者

局                      長    田 口 誠 一                      参                      事    高 橋                      薫  
副    主    幹    伊 藤 雅 裕                      副    主    幹    加 藤 博 勝  
主                      任    菅 原 直 久

---

午前10時00分

○議長（大坂義徳君） おはようございます。

会議に先立ちまして、市長より発言の申し出がありますので、これを許します。栗林市長。

○市長（栗林次美君）【登壇】 本会議前の貴重なお時間をお借りいたしまして、仙北地域の池田泰久氏をはじめ、多くの皆様にいただきました市へのご寄附についてご報告させていただきたいと存じます。

去る11月2日、仙北地域の池田泰久氏より、国指定名勝池田氏庭園、約4万2,000㎡のうち、3万8,114.6㎡の土地と敷地内の庭園設備、蔵、洋館の建造物及び国指定史跡払田の柵跡指定地内の土地245㎡並びに現金3,000万円を市に寄贈したいと申し入れがあり、有り難く頂戴させていただいたところであります。

土地、建物につきましては、市の貴重な財産として整備していきたいと思っています。また、現金につきましては、教育文化基金に積み立て、市の文化振興に役立ててまいりたいと存じます。

また、寄附金として5月には大曲地域の匿名の方より技術者の養成のためとして、また、9月には東京都在住の佐々木貞勝氏、小松みどり氏、佐々木貞勝氏は日本民謡協会の理事の方であります。太田出身であります。小松みどりさんは、この方の奥さんであります。南外出身の方であります。両氏より地域の文化振興へということで寄附をいただいております。また、10月には阿部靖彦氏及び大仙市市民ゴルフクラブから地域福祉のためということでご寄附をいただいております。阿部氏は、東北福祉大学のゴルフ部の監督をなされている方で、大曲地区出身の方であります。また、11月にはDV防止活動へ使用してほしいということで、国際ソロプチミスト大曲様からご寄附を頂戴

しております。いただきました寄附金については、ご寄附された皆様の趣旨を尊重し、それぞれの基金等に積み立てさせていただいたところであります。

ご寄附いただきました皆様に、この場をお借りいたしまして感謝を申し上げ、ご報告とさせていただきます。誠にありがとうございました。

---

午前10時04分 開 議

○議長（大坂義徳君） これより本日の会議を開きます。

---

○議長（大坂義徳君） 本日の会議は、議事日程第2号をもって進めます。

---

○議長（大坂義徳君） 日程第1、一般質問を行います。

順次質問を許します。最初に28番北村稔君。

○28番（北村 稔君）【登壇】 おはようございます。大地の会の北村稔でございます。どうぞよろしくお願ひします。

今年も残り少なくなってまいりましたが、本当にいろいろなことがあった一年間であったと思います。国政の段階では社会保険庁の年金問題や防衛省の相次ぐ不祥事、そして全国いたるところから食品の偽装問題が次々と発覚しました。秋田県が全国に誇れる数少ないものの一つであります比内地鶏までその対象になり、県民は大変なショックを受けたところであります。食べ物の安全・安心が叫ばれている中で、なぜこのようなインチキなものや嘘が繰り返されるのでしょうか。心ないごく一部の人のために、真面目に一生懸命頑張っている人たちが大変な迷惑をしているのでございます。信頼回復のためには大変な時間と努力が必要であります。少なくとも当大仙市からは、このようなことが起こらないようにしたいものであります。

しかし、身近に大変良いこともありました。わか杉国体の大成功や小学生、中学生の学力調査で全国のトップクラスの評価を得たことなどであります。

国体では大仙市出身の選手が大活躍し、多くの市民が連日、熱狂的な応援をしまして、我がことのように喜んだところでございます。

全国トップクラスの評価を得ました小学生や中学生の学力につきましても、驚き、そして喜んだ人が多かったと思います。

このようないろいろな面でのすばらしい県民の力、市民の力を県政、市政に生かして、

おおいなる秋田、おおいなる大仙の創出に頑張っていきたいものだと思います。

さて、大仙市は平成17年3月に合併し、3年目を迎えております。この間、地方自治は住民自治をその原点とする考えのもと、地方分権の進展により大きく変化しようとしております。とりわけ中央と地方の格差是正の問題がクローズアップされる中、新たな行政課題に的確に対応し、全市的な視点において解決していかなければならないという、まさにそれぞれの自治体の力量が試される時代になったと認識しております。さらには国の三位一体の改革による税源移譲が行われた結果、自主財源である市民税の割合は増えたものの、収納までに至る責任は従来よりも増す結果となっております、この点だけをとらえても市の自立責任は重くなったものと認識しております。

こうした中、平成20年度は大仙市総合計画に掲げた市民と行政による協働のまちづくりを基本として、前期5カ年計画の3年目を迎えることになり、厳しい財政環境のもと各事業の見直しや縮減、繰り延べ等が予想されるところでありますが、市政各般の重点施策の推進に向けた果敢な取り組みを望むものであります。

さて、通告に従いまして質問いたします。

はじめに、大仙市発展のために大きな課題と思われる問題について伺います。

1つは、雇用の場の創出と確保についてであります。

中央では大企業を中心に大変景気が良いそうでございますが、当大仙市の景気はさっぱりであります。不景気である要因はいろいろあると思いますが、私は地元の仕事が少ないということが大きな要因であろうと思います。仕事がないということは収入がないということであり、収入がなければ税金も払えないし、結婚も子育ても難しい。若者は県外に流出し、結果として当然のことながら少子高齢化社会となり、地域の活気はなくなり経済は冷えることとなります。

平成19年度の県民意識調査の速報によりますと、21の政策課題の現状を1年前と比べた改善度評価では、雇用機会の確保の項目は21の課題の中で6年連続の最下位でした。「能力を生かし、希望する職場で働くことができているか」との質問に対しましては、「あまりできていない」「できていない」と回答した人が何と90.1%でした。このように多くの県民、市民は雇用問題は改善されていないと感じております。

市では、今年から商工観光課内に企業対策班を新設し、企業誘致に取り組んでおります。遅きに失した感もありますが、大いに期待するものであります。ただ、企業の誘致はそんなに簡単にできるものではないことは私も十分わかっております。しかし、隣接

する由利本荘市や横手市などからは、最近大分景気の良い話が聞こえてくるのに、当市では努力はしているのにさっぱり見えてきません。企業誘致の場合、企業にも地元にもそれぞれ前提となる条件があると思いますが、当市の場合、何が不足していると市長はお考えですか。また、今後、企業誘致を含めた雇用の場の創出と確保について、どのように対応していかれる考えか、併せて伺います。

次に、関連があると思いますので、国の企業立地促進法に基づく支援先に大仙市も指定されましたが、その内容について伺います。

国が企業誘致に取り組む自治体の支援を目的として今年6月に施行されました企業立地促進法に基づいて、その支援先に秋田県を含む10の県を初めて指定しました。7月30日に行われました基本計画の同意書の交付式で甘利経済産業大臣は西村秋田県副知事に同意書を手渡して握手をして、こう言われたそうであります。「これからがスタート。企業誘致に全力を挙げ、雇用の拡大と税収のアップを図り、日本一の県にしてもらいたい」このように申されたそうでございます。

計画によりますと、秋田県は当市を含む県央・県南の6市1町で電子関係と輸送機関連産業の集積を目指すそうでございますが、この計画の概要と大仙市に係る内容について伺います。

当市にとって大変タイムリーな希望の持てる事業と思われるので、当局も全力を挙げて頑張ってくださいようご期待申し上げます。

次に、農業について伺います。

稲作に依存度の高い大仙市の農業は、当然のことながら米を中心に考えざるを得ません。今年の作況は平年以上でありました。にもかかわらず農業経営の内容は惨憺たるものであります。今年から始まった品目横断的経営安定対策に対する強い戸惑いがありました。さらに決定的な追い打ちをかけたのは、1俵60kg 1万500円という予想もしなかった米価の暴落であります。出来秋だというのに農家の皆さんが農協への支払いもままならず途方に暮れて、「もう農業をやめよう」「来年から田んぼは誰かに委託しよう」などという話を数多く聞くこの頃でございます。

国が米を中心とした食糧管理から手を引き、流通の主体を市場経済に委ねたときからこうなることは予想されておりました。行政が主体的に実施していた米の生産調整、転作も農協を中心とした生産者、生産団体に押し付けております。いろいろな米対策の見直し案が最近報道されておりますが、それとても当面する国政選挙用と見られますし、

抜本的な改革などは望めそうにもございません。

昭和45年から始まった転作減反対策に戸惑いながらも農家の方々は一生懸命対応してまいりました。今年はいよいよ37年目になります。農家は本当に疲弊し、瀕死の状態です。こうなった原因を探してみてもどうにもなりません。ここは大仙市農業が生きるか死ぬかの瀬戸際です。農家の皆さんを中心に生産者団体、流通団体、それに行政も入って、今一度真剣に対応策を考えて、それを実行に移したいと思っております。消費者の理解ももちろん必要です。当然、国や県に強く働きかけ、理解と応援をもらわなければなりません。何とかしよう、頑張ろうと、そういう地域全体の熱意がなければ地域農業の確立は望めません。米作地帯の宿命かもしれませんが、今までの取り組みは真剣味が不足していたようにも思われます。このような考えのもとに、次の2点について伺います。

一つ、今年から始まった米対策、品目横断的経営安定対策は、本市ではどんな状況であったかでございます。5年後の法人化を目指した事業としてスタートしたものでありますが、対象となっている集落や認定農業者は対応できるものと考えられるかどうかでございます。市が1年間、指導、助言をしてきましたが、問題と思われる点は何であったかも併せて伺います。

もう一点は、米価の急落などにより瀕死の状態にある本市農業ですが、本当に足腰の強い地域農業の確立のために、今、市当局が考えておられる施策について伺います。農業分野に限らず社会情勢が刻々と変わる世の中でございますので大変難しいことだと思いますが、だからといってこのままでは近い将来、大仙市の農業は間違いなく崩壊すると思いますので、伺うものであります。

次に、来年度の予算編成に関連して2点伺います。

まず第一に、予算計上に関する基本的な考え方についてであります。

市民からいただく税金が予算という形になるものでありますから、予算の編成と執行につきましては、市民に対して重い責任を持つものであります。もちろん市議会としても予算と決算の承認については慎重に対応しているものであります。

さて、今、市の財政事情は大変逼迫しており、その中で来年度予算の編成に取り組んでおられるものと思います。財政事情逼迫の折とはいえ、市民生活にどうしても必要なことにはしっかり対応してもらいたいと要望するものであります。一部事業の見直しや中止をしてでも市民生活に直結することには、しっかりと対応してもらいたいというこ

とであります。特に建設・土木関係の事業は、特別なものを除き、今までの作るということから、今後はそれらの維持・管理・補修に力を入れるべきと思いますが、いかがでしょうか。

次に、支出の削減について伺います。

先般、平成18年度の大仙市の決算が市議会で承認されましたが、若干の意見がつけましたので、当局でもその点を十分ご理解の上で来年度の予算編成に取り組んでおられることと思います。収入を増やし支出を減らすことは、健全な財政を確立する大前提ですから大いに努力して欲しいと思います。当局は今、そういう面から公共事業の見直しや補助金の見直し、削減を積極的に進めておりますが、それはそれで必要なことと理解できます。私はこの際、大仙市の年間800億円を越す総予算の全般について無駄な支出はないか、このこともよく検討して欲しいと思うのであります。効果の少ないと思われる事業や収益の見えない支出などは、税金の無駄使いであり、それらについては事業の縮小、停止、延期、中止など考えられますが、早急に検討して欲しいものと思います。このことについて市長はどうお考えでしょうか、伺います。

以上で1回目の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（大坂義徳君） 28番北村稔君に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君）【登壇】 北村稔議員の質問にお答え申し上げます。

質問の第1点は、企業誘致の関係で、大仙市の当面する大きな課題についてであります。

はじめに、企業が求める条件については、用地、人材、交通、制度等が代表的なものであると考えております。用地については、市内に6つの工業団地があり、昨年から西仙北地域の北野目工業団地と南外地域の西ノ又工業団地の分譲をしており、また、大曲地域の中沢工業団地と南外地域の西ノ又工業団地に対する照会があるなど、企業側の求めに応じ随時対応している状況であります。

これら以外の各種要望に対しては、市の制度のほか、県の優遇制度の照会も合わせて行い、農地の取得要望については農振除外、農地転用などの諸手続きの迅速化を図るほか、関係団体との仲介をするなど企業ニーズを踏まえながらフォローアップしてまいりたいと思っております。また、一定規模以上の工業用地につきましては、県に対しその設置を要請したいと考えております。

なお、先に県より工業団地候補地の照会があり、県の構想にかなうと思われる候補地

数箇所を推薦したところであります。

人材については、市内の県立の工業高校や技術専門校をはじめとして有能な人材を輩出しておりますが、さらに高度な知識や先端的な技術を備えた人材の要請につきましては、県の専門機関等と企業との連携を図りながら、研究者や有識者を招くなどして補っていかねばならないと思っております。

また、今後において企業から求められる技術や技能、知識などの取得が工業高校や技術専門校など既存の教育機関においても実施できるよう関係機関と協力してまいりたいと考えております。

交通と制度につきましては、空港へのアクセス、新幹線、高速自動車道、幹線道路の整備状況、固定資産税の課税免除措置、雇用助成、空き工場再利用助成などの項目において他市と比較して特に劣っているものではないと考えております。

なお、企業誘致の推進につきましては、今年から設置いたしました企業対策班を中心として企業訪問等を実施しておりましたが、結果として事業規模拡大を実施した企業が3社、現在、規模拡大事業を行っている企業が2社という状況であり、今後においても電子デバイス、自動車産業を中心として隣接用地や建物・機械設備等の設備投資を進める動きがありますので、企業の意見を伺い、要望に応え、新規雇用の創出に結びつくよう努めてまいりたいと思っております。

また、先頃市内の製造業の会であります大仙市企業連絡協議会との情報交換会が行われましたが、市といたしましても市内の企業の事情を知り、企業の要望を把握するよい機会となりました。

なお、参加企業からも継続すべきとの積極的なご意見があり、今後も市との情報交換を密にさせていただくとともに、企業間の連携を深める機会となることから継続してまいりたいと考えております。

次に、企業立地促進法に基づく支援の概要と大仙市に係る内容についてであります。

本市は、ご案内のように県と秋田市以南の5市1町、これは秋田市、横手市、湯沢市、由利本荘市、にかほ市、羽後町ということですが、ともに電子デバイス、電子部品関連と自動車・航空機産業関連を合わせた産業の集積を図ることとし、秋田県電子・輸送機関連地域産業活性化協議会に加わり、基本計画の同意を得て地域指定されております。

この基本計画の内容につきましては、年間目標として指定集積業種の新規立地件数を



平均10件、新規事業開始件数を12件、製品出荷増加額を400億円、新規雇用人数を400人としており、1自治体当たりでは新規立地件数を1～2件、新規事業開始件数を2件、製品出荷増加額を60～70億円、新規雇用人数を60～70人と設定して5年間取り組むこととしております。

この同意によって産業集積を図ろうとする地域内においては、企業の誘致環境を整える次のような優遇措置が講じられることとなります。1つ目、地域内での立地、事業高度化を伴う企業に対する建物、設備の特別償却制度の利用やその資金調達の際の信用保険の特例措置、2つ目として、自治体の固定資産税の課税免除等に対するの交付税としての減収補てん措置、3つ目、一定条件下での緑地の規制緩和、農地転用の手続きの迅速化、4つ目として、基本計画で同意を受けた地域内共用施設の整備費に対する補助、5つ目として、企業誘致のための専門家活動支援経費や誘致前後の人材育成経費などへの補助、6つ目として、各府省の連携した施策展開を図ることができるものとなっております。

本協議会の事務局は企業活性化センターとなっており、今後は本市を含めた協議会での事業実施となりますが、19年度事業については現在国に対し申請中であり、年内の事業採択を待って、年明けから事業開始となる見込みとなっております。その内容は、人材養成等支援事業であり、製造業において今後必要とされる実践的な技能・技術の研修会、県内外の大学、研究機関の有識者等を招いてのセミナーや意見交換会が計画されております。

また、本市に係る内容につきましては、不足している設計技術者の育成を図るための研修、人材の確保・育成の観点から、工業高校生の技術試験や検定を目的とした研修会の開催などとなっております。

次に、農業についてであります。今年から始まった品目横断的経営安定対策の状況につきましては、認定農業者、集落営農組織を合わせて959経営体が加入し、担い手として位置づけられており、集落営農や認定農業者による経営形態が増えたことにより、麦・大豆が前年度より17%増加して1,081ha、枝豆・アスパラガスなどの重点作目についても9%増加して519haの作付実績となっております。

この結果、土地利用型作目と収益性の高い作目が増加し、作物生産が行われない休耕田の減少につながっており、施策の効果が現れたものと考えております。

次に、集落や認定農業者が今後対応できるかにつきましては、新制度の開始に伴い、

国の助成金支払い時期や米の所得補てん時期がこれまでの助成金支払い時期に比べ遅くなっていることなどから、新たな対策のメリットが目に見えてこないことや作業の効率化や低コスト化が思ったほど進んでいないなど組織としての機能がまだ十分生かされていないケースもあり、心配している農家がおられるようであります。このことから、この対策に参加している農家や経営体が将来とも効率的かつ安定的な農業経営を行うことができる組織づくりに向け、経営の健全化・効率化に向けた指導を積極的に進めていくとともに、改めて新対策のPRを行ってまいりますので、今後とも対応できるものと考えております。

次に、問題と思われる点につきましては、集落営農を営むことによって経理の一元化することや認定農業者への農業受託をした場合の支払い方法が非常に複雑で、その処理に膨大な時間と労力を要する点であると思われまます。この負担を軽減するためパソコン処理システムが開発されておりますが、多くの組織の会計担当者がパソコン操作に慣れていないようであり、操作研修会や処理システムの説明会などを積極的に開催し指導してまいりましたが、いまだ不安を抱いている状況のようであります。今後、ほとんどの集落営農組織が決算期を迎えますので、国・県及びJAと連携を図りながら、さらに指導を徹底してまいりたいと考えております。

次に、農業施策についてであります。本年度から始まりました国の品目横断的経営安定対策に対応すべく、参加要件に合致する認定農業者や集落営農組織などの人づくり、組織づくり、併せて組織化・法人化等を契機に期待できる農地の集積と、それに伴う稲作や転作の団地化、機械施設導入への助成等による経営の合理化・効率化へつなげる施策を行ってきたところであります。

また、作目的には米に偏重している状況からの脱却を目指し、複合経営の取り組みとして県が推進している秋田ブランド品目等を重点に取り組んでまいりました。しかし、議員ご指摘のように予想以上の米価の急落などにより厳しい状況となっております。

今後の対応につきましては、このような現状を打開すべく、これまでの産地づくり交付金等の支援方策が農家が真に必要としているものかどうかを精査するとともに、JAなど生産者団体と協力しながら販売側からの視点ばかりではなく、市場や消費者動向等購買者側からの視点など様々な方面から情報を収集し、新たな施策について検討してまいりたいと考えております。

質問の第2点は、来年度予算編成に関してであります。

はじめに、予算計上に関する基本的な考え方についてであります。市政報告でも述べましたとおり、20年度当初予算につきましては、今後、大仙市が自立・持続可能な財政基盤を確立していく上での分岐点となる重要な予算編成であると考えております。現在、各担当部局において編成作業を進めておりますが、大幅な財源不足が予想されることから、今回の予算編成に当たっては真に必要な事業についての見極めを積極的に図った上で、各事業ともゼロからの積算を行い、すべての事業において一件審査を行うなど新たな視点で予算編成に取り組んでまいりたいと考えております。

議員ご指摘のとおり、このような逼迫した財政事情とはいえども市民生活に本当に必要な事業については、十分に内容を精査の上、的確に対応していかなければならないと考えております。

また、普通建設事業につきましては、合併前後に各地域において集中的に事業を実施してきたことや先の議員全員協議会においてご説明申し上げました財政改革の具体的な取り組みにもありますように、今後は大幅な見直しを図っていかなければならないことから、平成20年度の当初予算編成に当たりましては、これまでに整備された施設や設備を有効かつ効率的に活用する視点から、維持や補修などに重点を移していかなければならないものと考えております。

次に、支出の削減についてであります。国における平成20年度予算の基本的な考え方の中でも歳出改革を軌道に乗せる上で極めて重要な予算であると位置づけた上で、引き続き歳出全般にわたる徹底した見直しを行うとともに、地方においても国と歩調を合わせるよう求めております。

こうした国の方針を踏まえ、当市の平成20年度予算においては、歳入一般財源が大幅に減額となることから、歳入に見合った歳出を構築する予算編成になるものと考えております。

歳出の削減に当たっては、事業効果の検証を十分に行った上、一律的な廃止や削減としないよう選択と集中に鋭意努め、重点的・優先的な政策の展開を図るとともに、徹底した無駄の排除、効率化、質の向上を図った上で、真に必要な事業を必要最小限の予算で実施できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

また、新たな事業についてはもちろんのこと、継続している事業につきましても内容を十分に精査し、事業費の圧縮や実施年度の繰り延べなどを図ってまいりますが、事業効果のないものについては事業の中止・中断を含め、これまでにない思い切った見直し

も必要であると考えております。

このような厳しい財政環境にある今こそ市民のニーズに的確に応え、行政の思いや考えが市民に伝わるようなメリハリの効いた予算編成に努めていかなければならないものと考えております。

○議長（大坂義徳君） 28番、再質問ありませんか。はい、28番。

○28番（北村 稔君） 詳しい答弁、ありがとうございました。昔から「役所仕事みたいだ」という言葉がありますけれども、決して内容については誉めている言葉ではないようであります。今の答弁いただきましたけれども、やはり何年来、何十年来、何ら変わっていないような内容の答弁が多く伺っております。私はこういう非常に危機でございますので、従来の殻を少し破って、もうちょっと積極的な施策ができないかと、企業誘致でも農業でも。それは当然予算にも関連ありますが、そういう意味で私は今回質問させてもらったつもりです。もうちょっと殻を破った前向きな答弁が欲しいと思いましたが、けれども、けれども、今日はこれで終わります。ありがとうございました。

○議長（大坂義徳君） これにて28番北村稔君の質問を終わります。

次に6番杉沢千恵子君。

○6番（杉沢千恵子君）【登壇】 おはようございます。公明党の杉沢千恵子です。

はじめに、私たちの心に大きな感動を与えてくれました国体、特に大仙市を中心に繰り広げられた競技は、選手と市民が一体となり、喜びあふれる歴史をつくることができました。特になぎなたで優勝した地元の鈴木姉妹の活躍は私たちの誇りであります。改めて関係各位並びにボランティアの皆様に対しまして、敬意と感謝を申し上げます。本当にありがとうございました。また、ご苦勞様でした。

さて、ここ数日のニュースは、冷え込んでいる米対策につきましては、公明党の働きで備蓄米として全国30数万tのうち、秋田県は追加備蓄米として2割強の7万850tが配分されることになったことが報じられておりました。高騰する灯油代も寒冷地補助として支援することが決まり、寒さに向かう中で一つの温かさをいただいた思いでございます。

それでは、通告に従いまして順次質問をさせていただきます。市長、副市長はじめ市当局の皆様には、明解かつ積極的なご答弁をお願いいたします。

はじめに、福祉関連施策について、3点ほど質問をさせていただきます。

第1点目は、5歳児健診の推進についてでございます。

現在、乳幼児健康診査は、母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条及び第13条の規定により市町村が行っておりますが、その対象年齢はゼロ歳、1歳半、3歳となっており、その後は就学前健診（初等教育に就学する直前の11月30日までに行うことになっている）ということになります。

実は、3歳児健診から就学前健診までの数年間は、特に近年増加している発達障害にとって大きな意味を持っております。発達障害は、早期発見・早期療育の開始が重要で、5歳程度になると健診で発見することができるのにもかかわらず、ただいま申し上げましたように3歳児健診以降就学前までは健診の機会がないことが原因で、就学前健診でようやく発見されるということが多いため、障害の発見の遅れが指摘されている状況にあります。

また、発達障害は、対応が遅れば遅れるほど、それだけ症状が進むと言われており、さらには就学前健診で発見されても、その親が事実を受け入れるのに時間がかかってしまい、適切な対応や対策を講ずることができないまま就学を迎えてしまうといった現状もあります。

厚生労働省による平成18年度の研究報告書によれば、鳥取県の5歳児健診では9.3%、栃木県では8.2%もの児童が発達障害の疑いがあると診断されたものの、これらの児童の半数以上は3歳児健診では何ら発達上の問題が指摘されておらず、この報告書の結論として、現行の健診体制では十分な対応はできないとしております。

平成17年4月に施行された発達障害者支援法では、国・都道府県・市町村の役割として、発達障害児に対し、発達障害の症状の発見後、できるだけ早期に発達支援を行うことが重要であるとして、発達障害の早期発見のために必要な措置を講ずる旨が定められております。

模範的な取り組みとして、鳥取県と栃木県が全国に先駆け、県内市町村において5歳児健診を実施しております。また、健診の内容に違いはあるものの、長野県駒ヶ根市、香川県東かがわ市と三木町、鳥取県米子市、静岡県御前崎市、熊本県城南町などが本格的に導入を始めております。

どの自治体においても財政的に厳しい中ではあると思いますが、早期発見で多くの子供たちを救うことが可能となる5歳児健診の導入を是非推進していただきたいと思っております。市当局のご所見をお伺いしたいと存じます。

次に、2点目として色覚バリアフリー、いわゆるカラーバリアフリー対策についてお

伺いたします。これは私、前にもやっておりますが、改めて問題提起をしたいと思っております。

近年、障害者や高齢者による社会参加のためのバリアフリーが広く国民の理解を得られるようになってきております。本市におきましても今日まで、誰でも快適に生活や活動ができるまちづくりを目指し、公共施設や観光施設などのバリアフリー対策を積極的に推進してきております。段差の解消、特に車いす用、身障者用のオストメイトトイレの設置などがそうであります。バリアフリーの必要性に理解を示され所要の対策を講じてきてこられた市当局に対し、感謝を申し上げたいと存じます。

しかしながら、障害の中には外からでは判断できない障害もあります。色覚障害を持った方が、周囲からは障害を持っているとは判断できません。そして、こういった方々に対する施設的な配慮につきましても、残念ながらいまだ十分な手当てがなされているとは言い難い状況ではないかと思っております。特にカラーバリアフリー対策については、その取り組みがほとんどなされていないように感じられます。いかがでしょうか。

色覚障害のうち、男性の約5%（20人に1人）は、赤や緑の混じった特定の範囲の色について差を感じにくいという色覚特性を持っていると言われております。こうした色覚障害は、遺伝による先天性のものがほとんどを占めており、日本人女性でも約0.2%（500人に1人）が同様の色覚障害を持っております。これは日本全体で男性の約300万人、女性の約12万人に相当します。男女合わせた100人に対する講演会があるとすると、その会場には実に5～6人の色覚障害を持った方がいるという計算になります。

このような現状を見ますと、色覚障害が私たちの身近な存在であるにもかかわらず、ほかのバリアフリーに比べると一般市民のカラーバリアフリーに対する認識や意識は決して高いとは言えない状況にあると言わざるを得ません。インターネットやコンピューターの急速な普及によりまして、ますます多様な色彩を活用する機会の多い今日において、多くの色覚障害者が抱える諸問題を克服するための対策を拡充させていく必要があると考えるものであります。

そこで質問をさせていただきますが、1つは、市として色覚障害の実態を把握されているでしょうか。2つ目、市のホームページやパンフレット等の発刊物等は色に配慮したものとなっているか、もしされていないのであれば、今後配慮した取り組みを行うとともにカラーバリアフリーに関する指針の策定が必要と思うが、どうでしょうか。また、

出版業界の協力を得るための働きかけも重要となってくると思いますが、いかがでしょうか。3つ目は、平成15年度から学校における色覚異常の検査が差別やいじめなどにつながるとして廃止されていると聞いております。一方で検査の廃止に伴い、かえって教師や学校側の色覚異常の児童生徒に対する意識が薄れてしまうことが懸念されております。今後の取り組みとして、どのような対策をとるのかお伺いしたいと思います。4つ目です。カラーバリアフリーに配慮した教科書など、市の副読本も含めまして、この普及に努めることが必要と考えますが、いかがでしょうか。以上の点について当局のお考えをお伺いいたします。

次に3点目として、公共的窓口で活字文書読み上げ装置を設置することについて質問をさせていただきます。

視覚障害者の情報習得の切り札として期待される音声コード（SPコード）が全国的に今普及し始めております。我が国の視覚障害者は約30万人いると言われておりますが、病気を原因とする中途失明者の増加により、点字を利用できない人の数が全体の9割を占めております。ほとんどの視覚障害者は、各種の契約書や申請書、請求書、税金や年金、公共料金の通知、防災・防犯情報、さらには行政サービス情報、医療情報など日常生活全般にわたってその内容がわからず、著しい情報格差にさらされている現実があります。そうした格差を埋める技術として、日本に開発されたのが音声コードであり、視覚障害者の生活の質を向上させるためにも一日も早い普及が望まれます。

視覚障害者は活字文書への情報アクセスが非常に困難な状況にありますが、これらの方々に必要な生活情報を提供する手段として、音声コードと活字文書読み上げ装置による方法があるのです。この読み上げ装置は厚生労働省の日常生活用具の対象機器でもあり、書面に書かれた文字情報を切手大の記号に変換したものを音声コード、SPコードといいます。それを書面の片隅に添付し、その音声コードを専用の読み上げ装置に当てると音声で文字情報を読み上げる仕組みです。作成ソフトをパソコンにインストールすれば簡単に音声コードを作成することができ、最近では自治体などが発行する印刷物などに添付され始め、徐々にではありますが普及し始めているものであります。

先に成立した国の平成18年度補正予算に障害者自立支援対策臨時特例交付金事業が960億円盛り込まれており、この事業の一つに自治体や公立病院などの公的機関における窓口業務の円滑・適正実施に必要な情報支援機器やソフトウェアなどの整備を目的とした視覚障害者等情報支援緊急基盤整備事業が入っております。つまり、自治体など

公的窓口に活字文書読み上げ装置を導入することに対しては、国による助成が行われるということであり、しかも国庫補助は全額補助のため自治体の負担はありません。地域における視覚障害者の情報バリアフリーを促進するため、時期を逃すことなく施策を推し進めていただきたいと考えるものであります。

そこで質問をいたします。1つは、現在当市では視覚障害者の方々に生活情報などをどのようにお伝えしていますか。2つ目、公的窓口に活字文書読み上げ装置を設置する考えはないものか、当局のご所見をお伺いいたします。

次に、質問の2つ目として、男女共同参画についてお伺いいたします。

男女共同参画は、昭和50年に国連が国際婦人年を定めたことに端を発し、平成7年の第4回世界女性会議における北京宣言を持って、世界が本格的に男女共同参画社会への推進をスタートさせており、日本においては平成11年に男女の人権が尊重され、かつ社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力のある社会を実現するとの緊要性に鑑み、男女共同参画社会の形成に関し基本理念を定め、施策・計画を推進するとして男女共同参画社会基本法が成立して、制度として確立いたしました。

当市におきましては、合併後いち早く男女共同参画プランを発表し、専門部署を設置して施策を推進しており、その成果が着実に行政や企業に浸透しつつあります。さらに今年11月17日には、男女共同参画都市宣言を行い、官民挙げて取り組む姿勢を鮮明に打ち出しており、これまでの基盤を構築していただいた皆様に、この場をお借りして敬意を表するとともに感謝申し上げたいと思います。

さて、本市における男女共同参画社会実現に向けた取り組みは、ただいま申し上げましたとおり基盤づくりの面では着実に成果を上げ、若い世代の考えに男女共同参画の意識を芽生えさせておりますが、さりとてまだまだ定着するまでには至っておらず、課題はいまだ山積みしている状況であると思います。例えば、男性からの暴力を受けても公にできず我慢する女性の被害は、中学生・高校生から既に始まっておりますし、老々介護の家庭が増え、自殺率全国一の秋田県にあつてDVが自殺の背景の一因にもなっており、私も何人かの相談を受け、秋田県女性保護センターでの対応を依頼したケースもあります。

去る6月、私は愛知県大府市における男女共同参画支援事業を視察してまいりました。大府市では条例を制定し、民間ボランティアを巻き込んで意識の啓発に取り組んでおり、年4回の市の広報への掲載や弁護士による女性のための相談実施、男女共同参画情報誌



の発行など目に届く運動を展開しておりました。そのため男女共同参画センターの活動はフル回転ですが、そのきめ細かい対応に感謝されている状況でありました。

そこで、当市における状況と今後の対応について何点かお伺いしたいと思います。1つ目は、国際ソロプチミスト大曲からの寄附をもとに条例を装備して創設されましたDV基金の利用状況とその実績はどうなっているのでしょうか。2つ目は、宣言後の施策として、例えば条例を制定する、あるいはセンターを設置するなど具体的な事業を考えていらっしゃいますでしょうか。3つ目は、平成20年度から導入するフレックスタイムに関する推進の計画はどうなっているか、3点についてお聞きしたいと存じます。

次に、質問の3番目として、子供を支援する拠点づくりについてお伺いいたします。

11月15日、文部科学省が公表した平成18年度の問題行動調査結果によりますと、全国の小中高校が認知したいじめは前年度の実に6.2倍に増え12万5千件に及ぶとされております。このことは、いじめによる自殺が相次いで起きたため、その定義を被害者の気持ちを重視する形に変更したことが、それまで教師に尋ねていた調査項目を子供に聞くという現場主義とする調査方法に変えたことが主な原因と言われております。こうした調査方法の変化によって顕在化したいじめは、その解決に懸命に当たった教師や学校があることは認めますが、総体的に件数減らしが目的化していたということはいなめない事実であり、その影に埋没する形で犠牲となり苦しみ続けてきた子供たちが数多く存在することを私たちは肝に銘じなければならないと考えます。最近では虐待や非行は減少しているようですが、一件一件の中身はというと目に見えない陰湿なものが多くなる傾向にあります。人の命を尊ばない、軽んじる現代の大人たちの心がそのまま子供たちの心に反映しているというのが悲しい現実ではないでしょうか。今こそ学校、地域、家庭が、時にはそれぞれに、時には一致連携して子供たちが発する悲痛なSOSサインを見逃すことなく敏感に感じ取り、サポートする取り組みが必要だと思います。

私は、NPO法人による不登校の児童生徒のためのSOSセンター「ほっとステーション」に関する陳情を9月の定例会に出させていただきますし、それに先立ち6月からはボランティア有志とともに独立行政法人機関の助成を受け、大学教授、臨床心理士など専門家の先生方をお招きし、大仙の子供を守るセミナーと相談会を開催しており、毎回多くの方の参加と相談を受けております。相談の中には本格的な治療を要するものもあり、次へのステップを紹介することもしばしばで、素人ながらこれほどまでに社会が病んでいるのかとやりきれない気持ちになると同時に、ほかに悩んだままになってい

る子供や親がいると思うと心が痛みます。大仙の子供がすこやかに育ち、社会へ送り出すための親にも地域にも、そして子供たち自身にも安心感を与え、人間関係修復に役立つためのネットワークや拠点づくりを市がサポートする取り組みが必要と思いますが、いかがでしょうか、当局のご見解をお伺いいたしたいと存じます。

最後の質問です。歴史的財産の保存についてお伺いいたします。

1市6町1村が合併した我が大仙市には、古四王神社や池田邸など国の指定重要文化財として保存が確保された歴史的財産が各地域にあり、誇りに思います。また、これら名所旧跡のように保存を確約されたもののほかにも、例えば旧市町村の市町村史の中に紹介されているような歴史遺産も数多く存在しており、その中には地域の成り立ちを標す貴重なものも含まれております。私はこれら郷土の宝ともいふべき貴重な財産が高齢化社会の進展の中に埋没し、散逸・消滅してしまうのではないかと危惧しております。

一例を挙げますと、協和地域にある荒川鉦山に関し、村と企業との間で交わされた歴史的書類や当時の状況を物語る資料を代々保存している方がおられますが、同居している子供は全然興味がないというし、県外に住んでおる子供たちは地元には戻らない、どうにでもしてくれという、自分に何かあったら歴史が消えてしまう、それを思うといたたまれない気持ちになるとその方はおっしゃっておられます。こういうことで、今後、歴史的文書などを手放す人が増え、あるいは固定資産税が払えず貴重な蔵が壊され、歴史的財産が消えていくというような事態が頻繁に起こるのではないかと心配になるのです。

私は大仙市という魅力ある地域社会を大切にしたいと考えておりますし、その思いはここにおられるすべての方の共通の認識ではないかと思っております。そのためには、まず地域の歴史や伝統を踏まえなければなりません。公の文書だけではなく、地域の記録遺産を地域社会の共同記憶として残していくことが重要であると考えます。

そこでお伺いいたしますが、旧市町村単位でボランティアグループを募り、各総合支所の一室を提供して、地域に残されている歴史財産を保存する事業を起こしてみたいかがかと思っておりますがどうでしょうか。この活動を通して地域への愛着も増すでしょうし、地域教育力を育む意識の啓発にもつながるのではと思います。これら地域に眠りつつある歴史的財産は、その所有権の問題や何をもって歴史的財産として認めるかの基準、歴史的価値の有無の判断をどうするか、また、財産の種類によって異なる保存法をどうするかなど、簡単そうに見えて非常に難しい諸課題があることは承知しておりますが、た

だ手をこまねいているだけでは解決しない問題であることもまた事実であります。是非前向きな検討をしていただきたいと思いますと思うものであります。ご所見をお伺いいたします。

以上で通告による壇上での質問を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（大坂義徳君） 6番杉沢千恵子君に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君）【登壇】 杉沢千恵子議員の質問にお答え申し上げます。

質問の第1点は、福祉行政についてであります。

はじめに、5歳児健診の推進についてであります。現在、本市では4カ月児・7カ月児・10カ月児を対象とした乳児健診、1歳半及び3歳児を対象とした幼児健診をそれぞれの発達の節目に合わせて行っており、発達障害等が疑われる場合には保護者等へ早期の受診や相談を勧奨してきております。しかしながら、3歳児健診以降就学前までの間は、幼稚園・保育園で年度始めに行われている定期健康診断に頼っている状況であります。

今般ご提言の健診につきましては、学校や家庭において集団で遊ぶことができるか、じっとしていることができるかなど集団生活を始める前に気づきにくい注意欠陥、多動性障害や発達障害等の診断を5歳児に対し行う健診ですが、厚生労働省の18年度軽度発達障害児に対する研究によりますと、詳細な問診・小児科の診察・集団場面での行動観察等を組み合わせた包括的な健診体制が求められております。

県では、国が平成17年10月に制定した発達障害者支援法に基づき、本年10月に医師以外に社会福祉士、臨床心理士などの専門スタッフを配置した発達障害者支援センター「ふきのとう秋田」を小児療育センター内に新設し、こうした児童の支援体制の充実を図っているところであります。

今後、市といたしましては、こうした県の機関との連携も視野に入れ、早期発見の見地から、3歳児健診後の谷間的期間の対応を含め、推進に当たってのシステムの設計をはじめ、スタッフ等の問題につき医師会や関係機関・関係団体と協議検討してまいりたいと考えております。

次の第2点、色覚バリアフリーに関する質問のうち、1点目の色覚障害者の実態、2点目の発刊物等への配慮に関する質問につきましては健康福祉部長から、3点目の色覚異常の児童生徒に対する対策、4点目のカラーバリアフリーに配慮した教科書などの普及に関する質問につきましては教育次長から、第3点の活字文書読み上げ装置に関する

質問につきましては健康福祉部長からそれぞれ答弁させていただきます。

質問の第2点は、男女共同参画についてであります。

はじめに、DV防止基金の利用状況とその実績についてであります。本年4月から施行いたしました大仙市ドメスティックバイオレンス被害者等支援金交付要綱に基づき、今年度はDV被害者の安全確保と自立支援のため、避難費用の一部を支給する支援金と、昨年8月、市民有志により設立したDV防止活動を展開しております大仙市ドメスティックバイオレンス防止連絡会への活動交付金として利用しております。

被害者支援金の交付につきましては、これまで数件の問い合わせがありましたが、交付されたのは1件であります。

防止連絡会の活動は、男女共同参画室と一体となり啓発活動を行っているところであり、啓発リーフレットを作成し、各総合支所や女性センター、サンクエスト大曲に備え付けたほか、持ち帰り易いように市内の病院やスーパーの窓口等に備え付けております。

また、秋の稔りフェア会場や市内のスーパー前においてDVの未然防止と被害者支援の啓発活動を実施しているところでもあります。

次に、男女共同参画都市宣言後の施策、事業についてであります。

市では、市民の生活に身近な地域社会から男女共同参画が進められる必要があるとの考えから、これまで共同参画プラン行動計画を策定し、全庁横断的な取り組みを実施してまいりました。去る11月17日には、市民と行政が一体となって気運を醸成することを目的として、男女共同参画都市となることを宣言し、内閣府と共催による宣言都市記念フォーラムを開催したところでもあります。

宣言後の取り組みといたしましては、現在、男女共同参画条例検討講話会を立ち上げるべく準備を進めており、その委員につきましては12月16日付の市広報において委員を公募することとしております。この検討懇話会におきましては、大仙市における推進条例の必要性や制定の是非、条例制定が必要な場合はその内容等について検討してまいりたいと考えております。

また、男女共同参画審議会や地域推進員協議会、F・F推進員懇話会等と連携を密にし、引き続き講演会や出前講座、男性料理教室等を通じて市民の意識啓発を実施するとともに、市内の事業所を対象とした研修会や男女共同参画に関する映画鑑賞会等の新規事業についても検討しているところでもあります。

男女共同参画センターの設置につきましては、現在、サンクエスト大曲内に活動拠点

コーナーを設置しており、印刷機やパソコン等が自由に利用できるコーナーとして様々な団体が活用しておりますが、手狭なことから市内空き店舗の利用を検討したところ、この件については改修等の関係から断念した経緯がございます。

しかし、活動は次第に活発化してきておりますので、こうした団体等が会議や打ち合わせに利用できる機能を備えた活動拠点の設置について、引き続き検討してまいりたいと考えております。

次に、フレックスタイムの推進計画についてであります。

平成17年10月に策定いたしました大仙市男女共同参画プランにおける行動計画の基本目標の中に、仕事と家庭の両立支援施策としてフレックスタイムの導入等の推進について計画しております。

フレックスタイム制とは、ご案内のとおり1カ月以内の一定期間をあらかじめ定めておき、労働者はその枠内で始業・終業の時刻を決定していく制度であります。この制度の導入により、効率的に働くことができ、労働時間の短縮にもつながり、現在、男女共同参画室で推進しているワーク・ライフ・バランスも図れるものと思います。制度を導入した企業に対して国の助成制度もありますので、企業のメリット、労働者のメリットを兼ね備えたこの制度の導入に向け、各企業の実情を把握するとともにPRに努めてまいりたいと考えております。

質問の第3点、子供を支援する拠点づくりに関する質問につきましては教育長から答弁させていただきます。

質問の第4点は、歴史的財産の保存についてであります。

歴史的財産の保存につきましては、ご指摘のように地域に埋もれている貴重な資料の存在は十分に予測できるものであり、その散逸や消滅を危惧しているところでもあります。

現在大仙市では、文化財として国指定8件、県指定39件、市指定175件、周知の遺跡465カ所が把握されております。また、各地域の資料館や公民館等に郷土資料や民俗資料という形で保存されているものも数多くあります。しかし、個人所蔵のものについては実態把握が十分にできないのも実情であります。従来、このような実態調査は地域の文化財保護審議会や文化財保護協会の会員の協力をいただいて進めてまいりましたが、より地域の方々に積極的に地域の文化財に関わっていただけるよう、本年度から新たな組織づくりと資料の悉皆調査、すべてを調査する悉皆調査に取り組んでいるところでもあります。教育委員会より委嘱を受けました地域のリーダーを中心とした組織を立

ち上げ、地域の方々にボランティアで参加していただき、資料の悉皆調査にご協力いただくものであります。

組織づくりが先行している仙北地域と西仙北地域は既に活動を始めており、地域の公民館を拠点として資料調査や整理作業に着手しております。他の地域におきましても組織づくりの準備を進めており、整い次第、順次活動を開始する予定になっております。

また、活動拠点としても総合支所等の活用を前提に関係部署と協議を進めているところであります。

この活動を通じて地域の方々の文化財への意識の高揚や普及啓発が図られるものと考えており、活動の輪が大きくなるよう支援に努めてまいりたいと考えております。

また、地域に眠る歴史的・行政的資料の収集・整理・保存についても適切な措置を講ずる必要性があることから、現在、大仙市の公文書を管理・活用する上での指標となるべく大仙市アーカイブズ構想について担当課にて策定協議中であります。平成20年度には大仙市アーカイブズ構想を策定の上、先に説明いたしました地域悉皆調査の結果を踏まえ、重要かつ必要性の高い資料の一元的保存と整理に、時間をかけてでも努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（大坂義徳君） 次に、三浦教育長。

○教育長（三浦憲一君） 質問の第3点は、子供を支援する拠点づくりについてでございます。

いじめの件数につきましては、文部科学省が2007年1月19日、いじめの定義を変更した結果、全国的に大幅な増加が見られました。しかし、本市におきましては、不登校やいじめ等の件数は、全国や秋田県に比べて低い水準でありますし、今年度は昨年度よりも減少しております。調査結果には現われない児童生徒一人一人に対しましても、大仙市教育委員会で作成いたしましたいじめ対応マニュアルを参考にいたしまして教職員に迅速に対応していただいているところでございます。また、市の教育研修所に相談専用電話「たんぽぽダイヤル」、大曲交流センターに「フレッシュ広場」の開設をいたしましたし、学校では民生委員との連携等々を含めまして、子供や保護者が気軽に相談できる態勢をつくっているところでございます。県からはスクールカウンセラーや心の教室相談員、国からは親と子どもの相談員を配置していただいているところでございます。

杉沢議員が中心となって取り組んでおられます青少年健全育成に関するセミナーの趣

旨に賛同いたしまして、市では市の消防安全課や児童家庭課、教育委員会の生涯学習課と連携して協力させていただいているところでございます。

ご指摘いただいておりますことにつきましては、子育てと教育という広い視点からの、ある意味では大人の抱えている社会問題としてとらえることが重要でないかと思っております。したがって、市長部局と一緒になりましてこの問題に取り組みをサポートしてまいりたいというふうに考えているところであります。

以上です。

○議長（大坂義徳君） 次に、深谷健康福祉部長。

○健康福祉部長（深谷久和君） 質問第1点の福祉行政についてのうち、2番目の色覚バリアフリー、カラーバリアフリー対策についてお答えをいたします。

まず色覚障害者の実態の把握につきましては、色覚障害者は身体障害者福祉法上では障害として認定されるものではないことや、プライバシー等の問題も絡みまして実態の把握には至っておらないという現状でございます。

次に、市のホームページや発刊物の色の配慮やカラーバリアフリーに関する指針の策定、出版業界への働きかけ等についてであります。市広報誌の例をとりますと、多色にならないことや色無しでも理解できるようデザインし、強調するために、副次的に色を使用するなどして読みやすさの向上につながるよう留意はしておりますが、市の発刊物の着色については、これまで当該者の実態がよく見えなかったこともあり、総じて色覚障害者への配慮はいたしていないのが現状でございます。

今後、カラーバリアフリー対策を考える上で必要なことは、まず、対象者の実態の把握であり、要望等の確認であると思っておりますので、これらの把握や確認の作業の仕方も含め、庁内において研究をさせていただきたいと存じます。

次に、3点目の公共窓口への活用文書読み上げ装置の設置についてであります。まず、市といたしまして視覚障害者の方々への情報伝達方法につきましては、大仙市の行政情報の一つである「広報だいせん」について、市議会だよりや各課所からの折り込みも含め、声のサークル畜音館に翻訳をお願いしており、さらに秋田県視覚障害者福祉協会には点訳を委託し、必要とされる延べ37名の方に送付いたしております。

次に、公共窓口への活字文書読み上げ装置の設置につきましては、SPコードと言われております音声コードは、徐々にではあります。私どもの身の回りのパンフレットや書籍等に見られるようになってきており、今後の視覚障害者の方々への情報確保の優位

な手段の一つと理解いたしており、地域生活支援事業の中の日常生活用具給付事業の対象品目にもなっているところがございます。

ご指摘の先の国の障害者自立支援対策臨時特例交付金事業の利用に当たっては、当市では点字プリンターを購入いたしておるところでございますが、音声コードの活字文書読み上げ装置については、窓口では職員が当該措置の代わりに記載文書を読み上げして伝えることが可能であります。文字量等によっては専用室の確保の検討も必要であることなどを踏まえまして、この公共施設での需要の把握や、特に市の刊行物を音声コードに変換する方法、さらに経費面等を含め、ハード・ソフト両面にわたり公共窓口での活字文書読み上げ装置の活用や普及に係る課題等について調査・研究をいたしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大坂義徳君） 次に、今井教育次長。

○教育次長（今井 聡君） 次に、カラーバリアフリーの学校における今後の対策についてであります。議員ご指摘のとおり平成15年4月から学校における児童生徒等の定期健康診断の必須項目から色覚検査が削除され、本市でも現在は行っておりません。

学校における配慮として必要なことは、色の見分けが困難な児童生徒がいるかもしれないという前提で、正しい知識を持って接するとともに、必要と考えられる場合には個別相談に応じ、プライバシーに配慮しながら適切な対応をすることだと考えております。

学習指導においては、誰でも識別しやすい配色で構成し、色以外の文字の情報をも加える工夫などが必要であると認識しております。

文部科学省が発行した色覚に関する指導の資料もありますので、県と連携をとりながら全市の小中学校に情報を提供してまいりたいと存じます。

次に、カラーバリアフリーに配慮した教科書などの普及につきましては、先に述べましたように色覚に障害を有する児童生徒が安心して学校生活を送ることができるように学習環境を整備することは非常に重要であると考えております。教科書は既に図版が単に色分けされているだけでなく、斜線や横線などを入れるなどしてカラーバリアフリーに対応しているものもあります。市の副読本についても、すべての児童生徒がわかりやすい工夫をするよう調査・研究してまいりたいと存じます。

以上であります。

○議長（大坂義徳君） 6番、再質問ありませんか。はい、6番。



○6番（杉沢千恵子君） 要望になるかと思いますが、話させていただきます。

5歳児健診の推進につきまして、本当に是非ご検討を、再度ご検討をお願いしたいと思います。実はこの時期にわかることによって手当がでけると。小学校に入りましてからでは遅いんです。というのは、小学校は小学校の教育方針に基づいてどんどん進んでいくわけです。そうしますと、遅れているっていうんですか、ついていけなくなった子供に対して、結局補助員、補助教員が必要となってきます。そうすることでまた予算が大きく取られるという、こういう繰り返しになるのではないかと思います。福祉というのは一人の人のためのものであるというこの原点に立って、是非前向きに検討をしていっていただきたいと思います。

ちなみに昨日の新聞には、横手市では20年度、平鹿地域で試験的に実施し、21年度から全市で実施することを検討するというふうな答えが出されておりました。いかに緊急なことかなということをお併せてお伝えし、是非実現に向けての要望をいたします。

以上でございます。本当にありがとうございました。ご丁寧なご答弁、ありがとうございました。

○議長（大坂義徳君） これにて6番杉沢千恵子君の質問を終わります。

次に、2番佐藤文子君。

○2番（佐藤文子君）【登壇】 2番、日本共産党の佐藤文子です。

早速、通告に従いまして質問いたします。

最初に、後期高齢者医療制度についてお尋ねいたします。

自公政権が強行いたしました医療改悪法によって来年4月から導入されようとしております後期高齢者医療制度は、75歳以上の人を後期高齢者と呼んで他の世代から切り離し、際限のない負担増と差別医療を押し付ける大改悪という制度の実態が明らかになってきております。

まず、高い保険料の情け容赦ない徴収という問題であります。秋田県の後期高齢者医療保険料は、被保険者1人当たりの平均保険料が全国的にも低い年6万41円と発表されました。しかし、これも2年毎に改定され、医療給付費の増加が保険料に跳ね返ることや後期高齢者人口の増加によって後期高齢者が支払う保険料の財源割合が引き上がることなどから、将来の値上げは確実であります。

福田内閣と自民・公明は保険料徴収の一部凍結を言っておりますけれども、その対象となるのは現在サラリーマンの扶養家族として健保に加入している人だけで、凍結も半

年間というものであります。大仙市の場合、後期高齢者1万4,200人余りのうち68%を占めているのが国保加入者であります。この方々は予定どおり来年4月から徴収されることとなります。また、滞納者からは保険証の取り上げ、いわゆる資格証明書の発行や、また、65歳から74歳の国保税は、今度は年金からの天引きも実施されるわけであります。

2つ目の問題としては、保険医療の制限と差別医療でまともな医療を受けられなくなるという問題です。この制度がスタートいたしますと、後期高齢者と74歳以下の人は、医療の値段である診療報酬が別立てとなります。後期高齢者の診療報酬を包括払い、いわゆる定額制として保険が使える医療に上限をつけるというものであります。そうなれば後期高齢者に手厚い治療を行う病院は赤字となり、医療内容を制限せざるを得なくなります。さらに厚生労働省は、終末期の75歳以上の患者には、特別の診療報酬体系を持ち込みました。過剰な延命治療は行わないという誓約書を取ったり、在宅死を選択させて退院させた場合には病院への診療報酬を加算して、結局病院追い出しを進めようとしているのであります。

こうした報酬体系をつくって75歳以上の高齢者への保険医療を制限し、医療給付費の抑制を図るのがこの制度導入のそもそものねらいと言えるようであります。在宅療養や介護体制が貧弱なまま、ただ医療給付費を減らすために強引に退院を勧める、患者や家族に犠牲を転嫁する、こうした政治こそ医療難民、あるいは介護難民という元凶をつくってきたのではないのでしょうか。後期高齢者医療制度では、このような差別医療でさらなる医療難民を生みかねません。

日本共産党本部には、ある男性からこのような電話での告発がありました。「私たちは焼け野原だった日本を必死に復興させた世代です。後期高齢者医療制度を知ったとき、その私たちが今、国から捨てられようとしていると思いました。悔しい」こう言って声を詰ませながらの電話だったようであります。また、高齢者を邪魔者扱いにし切り捨てるこの制度を「姥捨山」と呼んでいるのは元厚労省の幹部であります。それはいまや経済誌や一般新聞のキーワードとなりつつあります。

さらに重要な問題として、この制度の導入が恒久的な国民負担増と給付抑制の仕組みをつくる第一歩であるということです。このことは、この制度を自ら設計した厚労省の大臣官房総括審議官が「いずれこの制度は5年くらいで行き詰まるだろう」と明言しており、早晩起こるであろう後期高齢者医療制度の破綻を口実にして、さらなる負担増や

給付制限をねらう政府の意図が伺われるようであります。

以上のように、後期高齢者医療制度は長寿を祝うどころか敬老精神のひとつかけらもない社会保障制度としての医療保険とはとても呼べない代物であり、厚労省の現職幹部ですら早期の破綻を認め、際限のない国民負担増と医療切り捨てに国民を引きずり込むことになりかねません。日本共産党は、こうした立場から制度の4月実施中止と制度撤回に向けて運動しているところであります。

そこで市長にお伺いいたします。栗林市長は、自らご両親の介護にも携わり、医療や介護の問題に前向きに取り組んできていると感じているところではありますけれども、この後期高齢者医療制度というこの制度をどのように受けとめておられるのか伺います。

また、新制度になりますと1年半にわたって保険料を滞納した場合には資格証明書という、事実上保険証の取り上げが行われるわけですが、高齢者には重複疾病なども多いわけですが、こうした高齢者が保険料を納められないために病院にかかれないうような事態の起こらないよう、保険証取り上げはやめるべきだと思いますけれども、これへの見解をお尋ねいたします。

質問の2番目に、低所得者への福祉灯油の実施を要求いたします。

原油価格の高騰で2004年初頭と比べガソリンが5割、軽油が6割、灯油・重油は2倍超というこうした高騰が続き、暮らしと地域経済に甚大な影響を及ぼしております。とりわけこれから厳しい冬となる北海道、そして我が秋田県も含む東北では、灯油代の暴騰は死活問題であります。

日本共産党市議団が12月4日、この原油高騰問題に関する申し入れを行いました。申し入れでは、原油価格暴騰をもたらしている主犯ともいえるヘッジファンドやコモディティファンドといった国際的投機資金の原油及び穀物市場への大量流入問題を指摘しながら日本政府が各国と協調し、国際的な投機マネーを規制するよう求めるとともに便乗値上げの監視強化、灯油量の確保と価格引き下げのための緊急対策として、福祉灯油や公共交通機関への支援、石油元売りへの利益還元指導、国内備蓄放出などを求めてきたところであります。これに対し町村官房長官も、今週早々前般までには政府としての対策をまとめるというふうなことも、これは報道でも既に報道されているところであるところであります。

さて、福祉灯油は北海道の各地の市町村で障害者、あるいは母子世帯、低所得者世帯を対象にした灯油の一部を支給する冬の支援制度を実施してきているようであります。

美唄市では北海道共同募金会と美唄灯油・重油部会、そして美唄市の三者協働による福祉灯油事業を今年度初めて実施するようではありますが、当市においても灯油価格高騰緊急対策として低所得者を対象として福祉灯油事業を実施できないものか検討を願います。

質問の最後に、全国一斉学力テストについてお尋ねいたします。

今年4月24日、全国小学校6年生と中学校3年生を対象に文部科学省が行った全国学力一斉テストの結果が10月24日に公表されました。その結果、基礎的知識や計算力は概ねできているが、読解力や知識を実生活に活用する力は足りないということです。しかし、新聞やテレビをにぎわせたのは、秋田県が全国のトップクラスにあったということでありました。そのことで秋田県の教育現場での指導がどのように行われてきたのかをレポートするような番組まで登場いたしました。

また、市政報告でも、中でも大仙市は学年、教科A・B問題すべてにおいて、全国並びに秋田県の結果を上回っており、あわせて基礎・基本的習慣や規範意識、学習に対する意欲や関心などのアンケートにおいて高い数値を示している。課題は全国的傾向と同様、活用能力の向上が挙げられているとの報告がなされたところでもあります。

さて、和光大学の梅原利夫教授は、今回の学力テスト結果についてこう述べております。「基礎的知識や計算力は概ねできているが、読解力や知識を実生活に活用する力は足りないとした文科省の分析は、全員対象の今回のテストをするまでもなく一部の子供を取り出して行う抽出で十分わかることであった。しかし、全生徒を対象とすることで結果をまず各県が、そして市町村毎に情報を、各自治体が各学校毎の情報を公表したとすれば、また、公表しなくとも裏情報が流れたとすれば、直ちに県や自治体、学校毎のランキングが明らかになる」と述べております。たった算数と国語のテストの結果だけで学校評価をしてよいのかという疑問を投げかけているのであります。

また、今回のテストの問題は、このランキングが明らかにされたこととあわせ、問題と結果が一大事件のように報道され、特にB問題、活用能力の問いが今後は教育の基本であるかのようなメッセージを強力に周知徹底させたというふうなことを言うております。さらに、子供の学習意欲や生活状況のアンケート調査結果と、この学力テストの結果をクロスさせることで、文科省が既に決めていた学力向上対策を推進させるために利用したと、この3点を小林教授が指摘しているのであります。

そこでお伺いいたします。まず、トップクラスの学力をもたらした要因をどのように考えておられるのか。また、結果は学校の教育の総力量、例えば授業がわかりやすいか

とか、先生がまとまって教育に熱心かとか、基礎的な学力や発展的な学力を身につけてもらっているか、さらには全校の取り組みや行事は活発か、また、子供や親の声に耳を傾けているのか、学校の情報は風通しがよいかなど多様だとは思いますが、こうした学校の総力量への評価に結びついたものと考えておられるのかどうかお尋ねします。2番目には、課題とされた活用能力の向上であります。活用の学力とは一体何なのでしょう。全国的傾向とのことでありますが、活力能力の低下の背景、要因をどのようにお考えなのか所見をお伺いします。3つ目には、結果的に本市では生きる力、確かな学力の向上という市教育行政の目標に照らして今回の学力テストが大きな指標を与えたものと考えておられるのかどうか、この3点についてお尋ねしたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（大坂義徳君） 一般質問の途中でありますが、この際、昼食のため、暫時休憩いたします。午後1時に会議を再開いたします。

午後11時49分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○議長（大坂義徳君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

2番佐藤文子君に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君） 佐藤文子議員の質問にお答え申し上げます。

質問の第1点は、後期高齢者医療制度についてであります。

はじめに、後期高齢者医療制度につきましては、老人医療費を中心に国民医療費が増大する中で高齢者の医療費を安定的に支えるため、高齢者世代と現役世代の負担を明確化し、その負担能力に応じて公平に負担する必要から新しく創設された制度であり、具体的には医療費の10%を高齢者保険料で賄うため、医療保険者の負担が軽減されるものと認識しております。

また、保険財政基盤の安定と事務処理の効率化を図るため、秋田県全域を対象とする秋田県後期高齢者医療広域連合が県内すべての市町村議会の議決を経て新しく運営主体として設置され、市町村と連絡をとりあいながら制度施行の準備を進めております。したがって、今後とも広域連合と連携を図りながら、後期高齢者医療制度の安定運営に努めてまいりたいと考えております。

次に、被保険者証につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律により、特別の事情がないにもかかわらず保険料を滞納した場合は返還を求め、被保険者資格証明書を交付することになっております。被保険者の資格管理に関する事務は広域連合の所管となっておりますが、被保険者証の返還については、必要な医療を受ける上で支障とならないよう、かつ被保険者間の公平性が確保されるよう悪質な対象者について統一な対応をしていただきたいと考えております。

質問の第2点目は、低所得者への福祉灯油の実施についてであります。

ご案内のとおり、この福祉灯油制度そのものは第一次石油ショックのあった1970年代前半に北海道が設置した制度のようであります。

国では現在、緊急原油高対策として寒冷地の低所得者に灯油代を補助したり、燃料価格の上昇で経営環境が悪化している中小零細企業を支援するための具体策をまとめるとしております。生活面での対策では、母子・父子世帯や高齢者世帯に灯油の割引券や代金の一部を支給する北海道の福祉灯油制度を参考に、年収が一定以下の人を対象に国や自治体が灯油代の一部を補助する案を検討するとしております。

当市におきましても国の動向を見守ってきたところでありますが、この灯油高の異常な事態を受け、政府の対策も見えてきましたので、市としては実施調査を踏まえて対策を講じなければならないものと考えております。

質問の第3点、全国一斉学力テストに関する質問につきましては、教育長から答弁させていただきます。

私の答弁は以上です。

○議長（大坂義徳君） 次に、三浦教育長。

○教育長（三浦憲一君） 質問の第3点は、全国学力・学習状況調査についてであります。

はじめに、トップクラスの学力をもたらした要因につきましては、素直に大仙市の児童生徒が真面目に一生懸命取り組んでくれた成果だととらえております。そして、各学校におきましては、教員が日々の学習指導の改善に熱心に取り組んでいただきまして、すべての児童生徒への基礎・基本の確実な定着を目指してございまして、本調査の結果から学力の全体的な底上げが見られているところでございます。特に記述式の問題におきまして無回答率が低いなど、本市の児童生徒は難しい問題であっても最後まで粘り強く考え、解決しようとする好ましい傾向が見られます。また、家族と一緒に朝食を摂ったり家で復習をしたりする児童生徒の割合が全国を上回るなど、望ましい生活習慣が身に

ついてきておりまして、学校と家庭との連携が図られてきているということでもあります。そして県では全国に先駆けて少人数学習指導を取り入れまし、市では独自に学校生活支援員を配置するなど、きめ細やかな指導の充実に努めてまいりました。また、みんなの登校日などによる自由参加を積極的に進め、地域に開かれた教育を推進しているところでもございます。今回の学力調査の結果は、こうした取り組みが総合的な成果として現われたものというふうにとらえております。

次に、活用の力の定義につきましては、知識や技能の習得をベースにいたしまして、読解力や分析力、コミュニケーション能力など学んだことを生かす実践的な力というふうにとらえております。情報化や国際化が一層進展しまして変化の激しい社会におきましては、自ら学び自ら考え判断する力、つまり「生きる力」の育成が学校教育の命題となってまいりました。この生きる力を育むために活用の力を身につけさせていく必要があります。本市では、考えたり調べたりするプロセスを大事にして問題解決能力を高める学習を工夫してまいりたいというふうにとらえているところであります。

また、活用の力が課題となっている背景につきましては、今日の子供たちをとりまく社会状況に関係するものととらえております。かつては自然の中で遊びを通して遊び方を工夫し、道具を自ら作り、人間関係づくりも学びました。しかし、今は知恵を働かせ苦勞しなくても完成品が容易に手に入る状況にございます。また、集団等のかかわりが希薄になり人間関係を築くことが苦手な子供が以前より多くなっております。そのことがニートやフリーターの増加と無縁ではない状況にあります。本市では、地域の人材を活用した職場体験や奉仕的な活動などを推進しておりまして、地域の中で多様な人々とかかわる力を育てているところであります。また、数学者の秋山仁氏など著名人外部講師を招聘したり、すべての学校で芸術鑑賞を行ったりしまして本物に触れさせ感性を豊かにする取り組みも推進してまいりたいというふうにとらえております。

次に、市の教育が掲げる「生きる力」や「確かな学力の向上」との関係につきましては、今回の学力調査によって生きる力を育む上での課題が明確になったととらえております。つまり、知識・技能を活用する力がやや弱いこと、一人一人に応じる学習を推進し、さらに伸びる児童生徒への指導の工夫が一層必要であることなどが課題として挙げられております。

今回の学力調査は県内すべての学校が参加いたしまして、採点が国に委託された機関で行われたものであり、客観性が保証された調査でございます。各学校では4月の調査

実施以来、独自に分析を進めておりまして、その結果をもとに日常の学習指導の改善に取り組んでおるところであります。市教育委員会といたしましては、教育研究所でのトータル的な分析を行いまして、学習指導の改善の支援に努めてまいりたいし、市の施策にも反映させてまいりたいと思っております。

また、各学校においては、指導力の向上を目指し研修の充実を図るとともに、学校間同士の交流、あるいは小と中の連携などを積極的に取り組んでいるところでもあります。そして地域においては、子ども見守り隊が組織されるなど、地域の子供を地域で育む環境が整えられてきております。こうした地域の温かな支援を受けながら各学校の積極的な取り組みを支援しつつ、本市学校教育の一層の充実・発展に努めてまいりたいと思っております。

以上であります。

○議長（大坂義徳君） 2番、再質問ありませんか。はい、2番。

○2番（佐藤文子君） まず、後期高齢者医療制度についてですけれども、今後とも将来的な高齢化に備えての安定運営になる制度だというような答弁のようでありましたけれども、後期高齢者医療制度そのものは今の75歳以上の人というよりも、団塊の世代がちょうど75歳以上になったときに、いかに国がこれにかかる医療費を負担しないで済むかということの補償するための制度だというのはもうはっきりしております。そういう意味で75歳以上の方々の病院にかかった場合の医療費の上限設定、あるいは診療報酬体系の変更などというふうなことで、非常に後期高齢者を非常に差別した制度だというようなことで、そういう点で私たちは許せないなというふうに思っておりますが、市長さんからはその点で個人的な市長自身が考えるこの後期高齢者医療制度というふうなものの方についてどのようにお感じになっていらっしゃるのか、その点をお聞きしたかったところですので、もしその辺お答え願えればよろしくお聞きしたいと思います。

それから、それと関わって、いわゆるこれまで老人保健法で高齢者からは病院にかかれないというようなことはしてはならぬと、滞納者からの保険証取り上げはしないというふうに法律で保証されていたものが、今度は後期高齢者制度ではこの枠が取り払われて、高齢者であっても悪質という答弁ではありましたが高齢者から保険証を取り上げる実態も出てくるというふうなことなわけですけれども、改めてこの保険証というふうなもの、悪質な高齢者というのは一体どういう……、悪質な保険料を納めない後期高齢……75歳以上の方々に保険料を納められないその中の悪質なというふうなのは



一体どのような人のことをいうものなのか、その辺ちょっとお答え願えれば有り難いと思います。

それから、低所得者への福祉灯油の件は善処していただくものというふうにとらえますが、それでよいものかどうか、もう一度確認の意味でお答え願いたいと思います。

それから、全国一斉学力テストですけれども、教育長さんのお答えになった学力トップクラスをもたらした要因については、いわゆるこれまでの少人数学級、学校支援員等いろいろ体制での充実を図ってきたこと、それから子供たちが真面目に粘り強く取り組んできているという、いわば日頃の大仙市教育の学校現場での日常的な取り組みの中で非常に学力の底上げの図られるような教育がなされているというふうなことなんでしょう、これらは結局、毎年行われる全生徒を対象にしたのではなく、抽出した、抽出する学力テストというふうなもので行われるテストによっても十分これは引き出せる内容なのではないかというふうに思うわけで、私としては全国一斉学力テストというふうなものは、結果的にやらなくても十分にこの大仙市の教育レベルを知り得る材料は十分にあるのではないかと。いわゆるテストをやるなら抽出したのでやるべきなのであって、全国一斉テストというふうなものはやっぱりやるべきではないのではないかと。いうふうなのが私の考えですけれども、なぜかという、やっぱり秋田県、トップは秋田、秋田県はトップクラスだと。その中でも大仙市がトップクラスだというふうなそういったやっぱりランキングの面が相当表面に現われるというのがこの全国一斉の学力テストの姿なのではないかということで、このランキング、いわゆる学校間の平均点競争だとかそういうふうなことのために、いわゆる学力テスト対策とかそういうふうなことで日常の学業、学校生活に学力テストのために支障を来たした学校などもあるようであります。そういうふうな意味で、この全国学力テストというふうなものは全生徒を対象にするテストというふうなものはするべきでは…、しなくてもいいのではないかと私自身は思うわけですが、その点この一斉学力テストというふうなものは意味ある、価値あるものなのかどうかというふうなことをもう一度お聞かせ願いたいと思います。そして、行われたテストについては、いわゆるテストが生徒さんに返るのがいわゆる個人表というものが配布されるようですが、それには「○×」でしか書かれていないと。そのために一体どんな問題が出ていたのか、もう7カ月も経っているので子供自身が覚えていない。先生方もはっきり覚えていないというような、そういった問題もあって、結局この子供を主人公に行われるべきこの学力テストが、結局学校間のラン

キングに一番の問題につながってきているのではないかというふうなことも心配されるものですから、是非その点をもう一度全生徒を対象にした一斉学力テストというふうなものが本当に意味あることなのかどうかというあたりについて、教育長さんのお考えをお聞かせ願いたいと思います。

以上です。

○議長（大坂義徳君） 答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君） 後期高齢者医療制度についてでありますけれども、それぞれの保険者の立場からして、従来の制度だと高齢者部分が非常に、どうしても医療費がかかるということで、制度的に維持ができないということで一致したと思います。そういう中で新しい制度設計をしたということであろうと思います。

新しい制度設計でありますので、様々な見方、考え方によって課題はあると思っておりますけれども、今、議員ご指摘のような問題がないようにするというのが我々制度の中に参加していく自治体の役割、仕事ではないかなというふうに認識しております。懸念されているような状況が時々新聞等も報道されておりますけれども、我々の秋田県の制度、法律の規定はありますけれども、その中でやっぱり県民といいますか市民、町民、町村民を考えた運用というのをしていくのが我々の責任ではないかなと思います。後期高齢者のこの問題につきましては、広域議会も形成されておりますので、この制度が課題を克服しつつ安定していくような努力をしていくべきではないかなと思っております。

それから、この保険証の問題でありますけれども、我々、今の国保のときも申し上げておりますけれども、できるだけそういう事態に陥らないような様々な相談に応じながらやっていくというふうな姿勢には変わりません。この広域連合が最終的な決断を下すわけですが、その過程ではそれぞれの自治体にどういう判断をしますかというふうなことがくることとなりますので、そういう段階でやはりできるだけ我々はその保険証がなくなるような相談をしていくということが我々の責任ではないかなと思っております。

その悪質の定義というのは一概には言えませんけれども、やっぱりいろいろ我々が対応して、中にはそういう状態があるとすれば、これはやむを得なく保険証を返還していただいて資格証明書を発行するというそういうケースもないとは言えないと思っておりますので、悪質の定義はなかなかここで申し上げるようなことはできないと思っておりますけれども、これは丁寧いろんなことをやりながら、やっぱり悪質だというふうな判断をされた場

合の対応ということになるのではないかと思います。

それから、この福祉灯油事業の問題でありますけれども、先程答弁申し上げましたとおり、これは各市長会も含めて国に対して大分前からこの異常な今のこの需給に関係ない形で石油製品がどんどん上がっていく、これは我々はいたたまらないわけで、オイルショックの場合は需給関係が崩れたということでありまして、現在の状況は需給関係ではなくて、投機的な思惑の中で物事が進んでいくということで、これは本当に腹立たしい思いがするわけです。それはやっぱり国の仕事として責任を取ってもらわなければたまったものではないと思っております。ただ、これだけ生活の面に今この灯油高という問題がきている以上、国も特別交付税等一定の措置をするというような考え方ははっきりしてきているようでありまして、そういうことが見えてきましたので、我々も今の状態、特に低所得者の問題についてやっぱり考えざるを得ないと思っておりますので、実態調査、販売店の皆さんの協力も必要でありますけれども、そういうこともやりながら何らかの対応を実施しなきゃならないだろうと思っております。まだ12月ですので、12月中ぐらいにはいろいろ調査をした上で、1月に準備したいなというのが我々内部検討した結論でありますので申し上げます。

○議長（大坂義徳君） 次に、三浦教育長。

○教育長（三浦憲一君） 全国の学力調査の目的は2つございまして、一つは国の方の役割としまして、悉皆調査によりまして、いわゆる教育の機会均等、義務教育でございまして教育の機会均等と、それから教育水準、均質な教育水準といえいいですか、そういうものがどういう状況になっているかということ国ではまず把握したいというのが一つの目的でございます。

もう一点、私たちのように地方レベルで考える目的の場合は、例えば教育委員会とか学校が全国的な状況に照らし合わせて、一体自らの教育政策だとか、あるいは教育指導の結果、良いところ、あるいは課題等についてどういうふうになっているか、その改善を図ることを目的としているわけでございます。

悉皆調査でやってこそすべての学校が全国的な状況等の把握ができて、これが抽出になりますと、ほとんど今度はそのデータが役に立たないというような形になるわけでありまして。一応私たちは別に市町村同士比較するとか、そういうことは毛頭考えておりませんで、国のものと比較して一体自分たちのものがどういう状況になっているのか、指導の改善に役立てることは何なのかと、そういうふうなことを教育委員会としては考

えておりますし、学校にもやっていただきたいと考えております。

それから、悉皆調査ですので個人のデータもあるわけでございます。そうすれば個々の子供にとっても自分は全国に比べて何が良くて何がまだ足りないのかということと比較すると、そういうふうな形で学習の改善に役立てていくと、そういうものに利用していくことは私は何もやぶさかではないなど、そういうふうと考えているところであります。

以上であります。

○議長（大坂義徳君） 2番、再々質問はありませんか。

○2番（佐藤文子君） ありません。

○議長（大坂義徳君） これにて2番佐藤文子君の質問を終わります。

次に11番渡邊秀俊君。はい、11番。

○11番（渡邊秀俊君）【登壇】 質問いたします。

はじめに、学校再編に伴う教員の配置について質問いたします。

ただいまもありましたけれども、先の全国学力テストで秋田県の小学6年生と中学3年生が、ともに全国トップを飾ったことは先の国体の県選手の活躍とともに私たちに、そして秋田に大いなる活力と元気を与えてくれました。

さて、市では最良の環境で最高の教育をすべく鋭意努力しておりますけれども、残念ながら子供の数は減り、この先増えてくる見通し也没有ありません。現在、小学生の数は4,435名、教職員437名、校数が31校、中学生は2,592名、教職員241名、学校数が12、18年度1年間に生まれた子供の数は628名となっています。小学校は地域によってその数に大きな開きがあり、一番少ないところで1年生から6年生まで21名、大きいところで大曲小学校の919名となっております。当然、複式学級への対応や基礎的な学力、生きる力、集団の中での個の形成を図るためには、学校統合も視野に入れていかなければなりません。秋田県の小学生、中学生が全国トップということは、秋田県でトップをとれば日本一ということでもあります。市民に自信を与え、将来に明るい展望を開くための明るい灯を大仙の教育から発信していただきたいと強く願うものです。子供たちと触れ合う時間を多くし、一人一人の子供の学習に丁寧に対応できる、個人の能力を最大限に発揮できる個人個人の底上げを図り、塾へ行かなくても希望する学校に合格できる、そういった濃密な指導のできる教員の配置ができないものか伺います。

次に、新年度の予算編成についてでありますけれども、大仙市の平成18年度一般会計の当初予算はおよそ444億円、最終補正額474億円ですから補正予算額は30億円です。平成19年度は一般会計の当初予算はおよそ423億円、今回の議会に係る補正を加えて一般会計の合計は現在のところ449億円、現時点での補正額は26億円となっております。また、認定されました18年度決算における流用額は2億4,600万円となっております。国・県からの歳入の確定や変更、あるいは災害における緊急の予算措置、さらには市民の要望、住民の福祉向上にできるだけ早く対応するためにも補正予算の編成はやむを得ないことは承知しておりますけれども、年度途中で見込まれる予算措置については最初から年間計画に基づいた当初予算に盛り込んでいく必要があるのではないかと思います。人件費を中心に軽微な変更であれば議会に諮ることなくスピーディーな行政運営に必要であるとして認められている予算の流用についても安易に行われている傾向があるのではないかと伺います。

また、会計の種類も一般会計、特別会計、企業会計、合わせて26あります。内訳は、特別会計が23、国民健康保険事業、老人保健、土地取得、土地区画整理事業、学校給食事業、奨学資金特別会計、宅地造成事業、簡易水道事業、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、特定地域生活排水処理事業、農業集落排水事業、介護老人福祉施設介護サービス事業、介護老人保健施設介護サービス事業、老人デイサービス事業、スキー場事業、内小友・大川西根・大沢郷・荒川・峰吉川・船岡・淀川各財産区特別会計であります。そのほかに大曲の病院事業、上水道事業の2つの企業会計で、合わせて26あります。このほかに市が出資している法人で議会の議決を必要としていない会社や法人が9組織あります。財団法人大仙市開発公社、大仙市土地開発公社、株式会社TMO大曲、西仙北温泉インター株式会社、株式会社協和リゾート管理公社、株式会社協和振興開発公社、太田町生活リゾート株式会社、株式会社神岡ふるさと振興公社、物産中仙株式会社であります。このほかにも報告も必要ないとされる法人がもう3つあります。会計の数が多いということは、行政の事業・活動が多岐にわたり、旺盛であるとも受け取れますし、会計処理がわかりやすいようにするという配慮もあるでしょう。議会でもいろいろ他市町村を訪れ視察研修する機会を得ておりますけれども、こんなにたくさん会計を設けているところにはまだお目にかかっておりません。特別会計、企業会計、出資法人会計は独立採算性が設立の建て前で、市民の福祉向上に資することを最大の目的とし、それが果たされていけば十分にその役目を果たしていると言えるでしょう

けれども、実情はそのほとんどが一般会計からの繰り入れで経営を維持しているのが現実であります。

また、一般会計に比べ特別会計への議論が特別深まっているとも思えません。現行の財政再建団体の適応が一般会計に着目していたのに比べ、特別会計や三セクの隠れ借金を含めた財政状況を把握しようとする地方自治体財政健全化法が6月に成立しました。合併してから3年、いろいろな事業の見直しが行われております。そろそろ財布の数を減らし、市の総体としての収支、一般会計と特別会計をあわせた連結決算を市民にわかりやすく、わかりやすく示していく必要があるのではないかと、工夫が必要ではないのか伺います。

最後に、神宮寺バイパスですけれども、長年の懸案であった神宮寺バイパスが一部完成しました。大変喜ばしいことであります。しかしながら、まだ工事区間の半分であります。しかも立派な道路にもかかわらず利用する車は、今のところほんの僅かであります。また、通った車はその後、地区農村集落の中を通ることから、住民の安全を脅かす要因にもなっています。バイパスの利便性を発揮し、物と人の流れをよくするためにも、一日も早い全線開通を関係機関に強力に働きかける必要があるのではないかと伺って質問を終わります。

○議長（大坂義徳君） 1 1 番渡邊秀俊君に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君）【登壇】 渡邊秀俊議員の質問にお答え申し上げます。

質問の第1点、学校再編に伴う教員の配置に関する質問につきましては、教育長から答弁させていただきます。

質問の第2点は、予算編成についてであります。

はじめに、補正予算額につきましては、議員ご承知のとおり、予算は一会計年度間の歳入及び歳出を網羅して当初予算に計上することが理想とされるものであります。予算は編成時における既定事実等を基礎とした将来の見積りであることから、年度途中において災害の発生、政策の変更、制度の改正等により経費に過不足が生じることがあります。また、本市のように自主財源の乏しい自治体においては、財源の根幹をなす普通交付税の額の決定が例年7月下旬となることから、当初予算の編成時においては歳入の見積りに不確定な要素が多々あるのが実情であります。

なお、道路の除排雪経費を例にとりますと、当初予算編成時にはまだ除排雪シーズンの中であり、諸課題の検証がなされていない時期であることなどを考慮し、本市におき

ましては道路の除排雪予算を9月定例会にて補正計上しております。

以上のように、当初予算に計上しなかったもの、年度途中の緊急の財政需要などその理由は様々ではありますが、当初予算とあわせ補正予算を編成して年間の財政運営を行ってきたものであります。

なお、平成18年度一般会計予算が当初予算と最終予算においてどれだけの差があるのか調べましたところ、当初予算を100とした場合、最終予算の比率は、本市が106.9、横手市が111.5、由利本荘市が106.6となっております。

次に、予算の流用につきましては、議員ご指摘のとおり安易な予算流用は厳に慎まなければならないことは申すまでもありません。しかしながら施設の修繕など不測の財政需要が生じ、当初予算段階での執行科目では対応不可能な場合や補正予算を編成する時期的猶予がないときなどは、限られた財源を活用する意味からも予算流用という手法をとらざるを得ない場合が多々あることも実情であります。日頃から無規範な予算流用がないようにしているところではありますが、今後も一層予算執行には留意してまいりたいと存じます。

次に、特別会計の種類等についてであります。特別会計は地方公共団体の行政活動が広範かつ複雑なることにより経理を明確にするため設けられ、一般会計と区分して経理されるものであります。

本市では一般会計と国民健康保険事業特別会計をはじめとする23の特別会計と、上水道事業及び市立大曲病院事業の2つの企業会計により構成されております。

近隣市の状況としましては、横手市では29の特別会計と2つの企業会計、由利本荘市では15の特別会計と2つの企業会計となっております。

特別会計の設置につきましては、国民健康保険事業特別会計や老人保健特別会計のように法令での設置が定められているもの、下水道事業のように総務省が実施する地方財政状況調査の分類に基づいたもの、学校給食特別会計のように旧市町村での会計処理の違いを統一し、経理を明確にするために設置したものなど、それぞれ目的を持って設置されているものであります。

なお、去る6月15日に地方公共団体の財政の健全化に関する法律が成立したことにより、これまでの会計毎の財務指標ではなく、病院などの企業会計や第三セクターを含めた財務状況の把握がなされることとなります。今後はバランスシートを含めた財務諸表を整備し、本市及び関連団体も含む連結ベースでの公会計整備の推進に取り組んでま

います。

また、こうしたことに伴い、資産及び債務管理並びに費用管理が明確化され、これらの財務情報を活用し、財政面での課題抽出や特徴把握、政策評価につなげていきたいと考えております。市民に対してもこれらの財務情報がわかりやすい形でお知らせできるよう工夫してまいりたいと考えております。

質問の第3点は、神宮寺バイパスについてであります。

大仙市神岡地域を通過する一般国道13号の渋滞の解消、沿道環境、冬期交通環境の改善など大仙都市圏の産業・経済・文化の一層の発展を図るため、平成10年度より国土交通省によりまして事業着手され、平成14年度から工事に着手しております。

全体延長9.6kmのうち第1工区の花館字間倉洲崎から神宮寺字西田間の3.3kmが完成し、平成19年9月23日に開通式を行い、一部暫定供用となりました。残る6.3km区間のうち、第2工区の神宮寺西田から神宮寺字大坪間の1.9kmの供用開始目標は平成22年度で、全線開通は平成24年度以降と伺っております。

現在の状況としましては、北楯岡字高花から北楯岡字船戸間の用地測量及び用地幅杭設置、また、埋蔵文化財調査の終了した地域から順次改良工事に着手していると伺っております。

ご指摘のとおり、一部開通では本来のバイパスの整備効果が期待できない状況でありますので、今後も早期全線供用となるよう国土交通省との協議、調整会議等を通じて協議をし、関係機関への働きを強めてまいりたいと思っております。

○議長（大坂義徳君） 次に、三浦教育長。

○教育長（三浦憲一君） まずもって激励していただいたことに感謝申し上げたいと思います。

質問の第1点につきましては、学校再編に伴う教員の配置についてでございます。

全国的に少子化の傾向は続いておりますし、本市でも憂慮すべき状態となってきました。議員ご指摘のとおり複式学級の解消や、あるいは学校の教育環境整備の方向性等につきましては、先に新しい時代の学校教育だいせんビジョンに示させていただいたように、喫緊の課題として対応していかなければならないものというふうに考えているところであります。

また、密度の濃い教職員配置との要望でございますが、県費負担職員であります小中学校の教職員数は、教職員配置基準によりまして学級数に応じて配置される人数が決め



られております。したがって、統廃合によって定員を超えた分の過員となった教職員は、必然的に他校へ異動することになるわけですが、そこでも配置基準に沿って異動するという形になります。

しかし、本県では学校教育を円滑に進めるために、あるいはより教育効果が上がるようにするために少人数学習推進事業というのを実施しておりまして、小学校1・2年及び中学校1年で30人程度学級ができる教職員の配置が行われているところであります。また、国でもティームティーチングなど20人程度の少人数指導が可能になるような増置措置が実施されておりますので、そこら辺のところの活用を十分図ってまいりたいなと思っております。また、本市では独自に特別な支援を要する子供たちに学校生活支援員、市単独のものも含めまして33名、それからまた、複式学級、情報教育、日本語指導には学習活動支援員10名を配置しております。教頭などの管理職も加わって学校全体で児童生徒に確かな学力や生きる力を身につけさせるために支援しているところでございます。今後はさらに教職員の研修も充実させまして、専門的な力量を高めながら、人間性豊かな質の高い教育を提供できるように、可能な限り努めてまいりたいと思っております。

以上であります。

- 議長（大坂義徳君） 11番、再質問ありませんか。はい、11番。
- 11番（渡邊秀俊君） 特別会計の件で横手、由利本荘も大仙とほぼ同じ数字だから仕方がないだろうというような答弁でありましたけれども、今のままではちょっと多すぎるから、もっとわかりやすく少なくする必要があるのではないか、工夫する必要があるのではないかということですので、この先どうするかというのはまだ答えてもらっていません。その点についてお願いしたいと思います。
- 議長（大坂義徳君） 答弁を求めます。栗林市長。
- 市長（栗林次美君） 先程の答弁で特別会計について少し説明不足があったかと思えます。ほかの自治体がそうだからという意味ではありませんけれども、それぞれ特別会計については、これは目的別に整理しておいた方がいいという考え方で特別会計が組まれていると思えます。それぞれ整理統合していいものもあるかもわかりません。もう少しその辺は検討させていただきたいと思えますけれども、特別会計そのものの考え方は目的に沿ってそれぞれ会計を組んだ方がいいという考え方になっているところでありますので、ただ、それぞれの状況の中で一緒にした方がいいという特別会計もあるかもわか

りません。その辺は検討させていただきたいと思います。研究させていただきたいというふうに思います。

○議長（大坂義徳君） 11番、再々質問。はい。

○11番（渡邊秀俊君） これは要望ですけれども、神宮寺バイパス最終完成が24年ということでありました。24年というのと、もう5年先になります。今こういう社会状況ですので、5年先にはどういう状況になっているかかなり変更があるかと思っておりますので、できるだけ早い開通をお願いして終わります。

○議長（大坂義徳君） これにて11番渡邊秀俊君の質問を終わります。

次に、14番佐々木洋一君。

○14番（佐々木洋一君）【登壇】 だいせんの会の佐々木でございます。今日、最後5番目の質問ということで、皆さんお疲れのことと思っておりますが、もう少しの時間ご清聴賜りたいと思います。

それでは、私の質問をさせていただきたいと思います。

1番目には、市民の生活の状況についてということであります。

11月19日には、昨年よりびっくりするほど早いどか雪が降りまして、市の除雪体制も十分整わない状況であったなど、市民の皆さんにも大変ご迷惑をおかけしたことであります。そして、今は12月に入って本格的な雪の季節となり、灯油等の高騰は何かと厳しい市民の生活に拍車をかけ、市民生活を直撃しております。ここ数年、平成の景気と言われながら地方にはその景気や経済の波及効果が見られない厳しい地方の状況であります。また、国・県をはじめ本市においても財政は大変に厳しく、行政改革や事務事業の見直しを本市としても進めているところであります。

市民の生活では、労働や雇用環境の悪化により仕事がない、そして賃金の抑制やカット、ひいては解雇等が行われております。また、農業にあつては米価をはじめ農産物価格の低迷・下落により、農家はいろいろな支払いに困っておりますし、来年の再生産に向けた資金のお金もないと、こういう状況にもあります。そして年金を受給されている高齢者の方々をはじめ皆さんには年金給付額の引き下げや減額、そして介護保険料、そして20年度からスタートする後期高齢者医療制度による年金からの天引きなど、また厳しい状況にもあります。

以上のような状況の中で市民の皆さんの収入が年々減少していると、そういう厳しい生活の現状に、さらには市の税金や国の税も含めて、また、使用料を含めた公費負担が

年々増大していると。また、この度の灯油やガソリン等の高騰により市民の暮らしの中で我慢、辛抱できない生活経費の支出の増などで市民の生活は本当に困窮し、厳しさを増しております。

このような厳しい社会や経済環境の中で、市として、また市民の生活<sup>くらし</sup>の現状をどのように認識し、受けとめておられるのかを伺いたいと思います。それで皆さんのお手元にありますように、①から⑤の項目分野について、是非ご答弁をお願いしたいと思います。

次に、2番目でありますけれども、合併旧1市6町1村のそれぞれの地域の現状についてであります。

もうすぐ新しい年を迎え、平成20年は合併4年目の年となります。旧8市町村が公平で平等な均衡ある発展を目指して市民の期待と夢をふくらませて合併はいたしました。そして合併して3年が経過いたしました。この3年の間に私は次の2つの厳しい状況が生じているということを思っております。

1つは、市町村合併は皆さんご承知のとおり国と地方が膨大な借金を抱え、小泉内閣の国と地方の改革のもとで進められた地方にとって最大の改革でありました。この一連の国はじめその改革の中で、社会や都市と地方の格差が拡大し広がり、地方の財力や体力の低下を招き、地方の活力や市民の生活<sup>くらし</sup>に大変に厳しい状況が生じたことであります。

2つには、合併は旧8市町村の厳しい財政状況のもとで合併がなされたこと。また、合併時に大きくふくらんだ事業による市の借金、後年度負担、公債が大きく増したことを含めて市の財政を圧迫していることであり、1つ目の社会環境、その格差の広がりとともに市の財政が大変厳しい状況におかれているという現実であります。市としてもその中で事務事業の見直しを図り、行財政改革を進めて財政の立て直し、健全化に向けて大変に努力されているところであります。市民の期待と夢をふくらませた合併も、これまで申し上げました現状のもとで一年毎に厳しさが増している状態となり、「合併しても何もよいことはない」と厳しい市民の声が聞かれます。市民のそれらの厳しい声とともに、合併した旧8市町村のそれぞれの地域や、そこに暮らす市民の現状をどのように受けとめておられるのか伺いたいと思います。

2番目のうちの2のご質問ですが、今日の社会において社会格差や地域格差が大きく広がったと言われておりますが、合併した旧8市町村間の地域的な格差の是非についてどのように認識されているのか伺います。

また、大仙市となって3年を経過し、様々な施策や事業を実施してきておりますが、

合併旧 8 市町村間においては地域的な格差が合併前に比較してあるのかどうか、また、どのように認識されているのか伺いたいと思います。

3 つ目の質問として、現本庁及び 7 総合支所の現状について伺いたいと思います。

平成 18 年度行政組織の見直しにより、現在の本庁及び 7 地域総合支所として市行政が行われております。それぞれの総合支所、市の施設、その窓口業務は、市民の安全・安心のよりどころであり、市民サービスの最も最前線、市民の評価がされる場所でもあります。見直し後 2 年を経過しようとしている中で、その予算や権限を含めた事務事業のあり方は、職員の配置や職務、そして何よりも職員のやる気・意欲を引き出すという本庁と支所、そして各施設のあり方はどうであったのか、その中で一番考えなければならない市民サービスのあり方の状況はどうであったのか、見直し後の以上の検証、評価等についてどのように受けとめておられるのか伺いたいと思います。

3 の 2 でありますけれども、その検証、評価の中で、今後改善、見直すべき点があるか否かということをお伺いしたいと思います。

次に、4 つ目の質問に入らせていただきたいと思います。

市民の負託や要望、市民サービスにどのように応えていくのかということでもあります。

前の質問事項でも述べてきたように、市の財政は大変厳しい状況であります。平成 20 年度からは、この前ご説明いただきました普通建設事業の大幅な見直しや各種補助金の見直し、公共施設運営経費の見直し、利用料・使用料等の見直し等々の財政改革や見直しが図られるということで説明を受けております。そのほかにもこれまで施設の法人化や指定管理者制度の導入等による見直しが行われてきております。財政を考えたとき、改革、見直しは避けて通れないことではありますが、これには市民の痛みも伴うことでもあります。しかし、この度の改革、見直しをしてみると、市民の負担だけが何か増えていると。市民の負担増と、それに伴って市民のサービスが低下していくような、そういう改革、見直しに思えてならないわけでもあります。お金がなくて、ない袖は振られないということはありますが、まさに現在そのような市の状況の中で、市民に我慢をしてくれ、辛抱してくれでは、果たして済まないことではないでしょうか。平成 24 年度ぐらいまでの大変に厳しい財政等の状況の中で、その市民の声にどう答え、そして市民の負託や要望、市民のサービスにどう応えていくのか、それは応えていけるのかどうかという点も含めてお答えをお願いしたいと思います。

以上、壇上からのご質問を終わらせていただきたいと思います。よろしくお願ひいた

したいと思います。

○議長（大坂義徳君） 14番佐々木洋一君に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君）【登壇】 佐々木洋一議員の質問にお答え申し上げます。

質問の第1点は、市民の生活<sup>くらし</sup>の状況等についてであります。

市民の生活<sup>くらし</sup>の状況につきましては、大企業の本社や工場などがある大都市圏はここ数年来の好景気で、日本の景気をリードしていると言われております。

しかしながら、多くの地方都市では景気の波が押し寄せていない状況で、むしろ年々厳しさが増しており、大都市と地方の格差は大きくなってきていると言わざるを得ないと感じております。

農業を主産業とする秋田県にとって米を取り巻く環境がますます厳しさを増し、県全体の景気に大きく影響しており、農業が振るわないと商工業の振興もなかなか望めないという状況であると考えております。

また、地元で働く企業が少ないため、高校を卒業して県外に就職するケースが多く見受けられます。

市民が安定した生活をするためには、雇用の場の確保は最も大事な課題の一つであるととらえており、引き続き中小企業への支援や企業誘致活動などを積極的に続けてまいらなければならないと考えております。

次に、地域の状況につきましては、少子高齢化と核家族化が進み、世帯数が減少した自治会や住宅団地ができたことにより新しく自治会を立ち上げたところなど状況は様々であります。

今、各地で市民との協働のまちづくりが言われております。市民一人一人が自分の住んでいる地区の課題解決に向けて行政、ボランティア団体などと連携し、汗をかきながら主体的に責務を果たすことが求められております。市では、自治会活動を通して地区住民の融和を図り、地域づくりに取り組んでいただくため、地域枠予算や自治会育成支援事業補助金制度などを活用し、地域づくりや活性化を目指しているところであります。こうした中で地区住民が自ら考え、自ら行動して地域の活性化に向けて頑張っているところが増えてきたことは心強く感じられるところであります。このような自治会活動がたくさんできてきて、お互いに連携し合いながら将来都市像である「人が生き人が集う夢のある田園交流都市」を目指し、市民の方々とともに努力してまいりたいと考えております。

次に、農家や農業の状況につきましては、本市は農業産出額において米の占める割合が70%と極端に偏っていることから、今年の米価の下落によって経営が悪化し、非常に厳しい状況にあり、とりわけ水田農業を中心とした経営規模の大きい農家ほど影響が大きいものと認識しております。

しかしながら、ここ2～3年の米価の急激な下落により、米以外の野菜や花きなどの栽培に取り組む農家が増えており、今年度は重点作物である大豆・アスパラガス・枝豆の作付面積が増加しているところであります。また、加工や直売に力を入れているグループも増えており、販売額が18年度は16年度と比較して15%増額になるなど、複合的部門への充実を意欲的に図ろうとする傾向が徐々に広がっている状況であります。

次に、商工業の状況についてであります。平成17年の国勢調査によりますと、就労人口は4万6,719人となっております。製造業は平成2年をピークに減少傾向で、卸業・小売業・飲食店では昭和60年からほぼ横ばいとなっております。また、市内商工団体の実情を伺ったところ、各団体とも景気の回復を実感できない状況にあり、年々会員数の減少が続いており、商店会においては後継者問題など多くの課題を抱えております。その中で小売業は最寄りの品の購入先が大型店に流れる傾向があるものの、地域によっては、これは中仙地域のものであります。鮮魚食料品の販売で大型店との競争で健闘しているところもあるようでもあります。縫製業等の製造業では、外国産との価格競争に苦慮しており、建設業にあつては競争の激化に伴う受注件数の減少で、総体として非常に厳しい状況にあります。また、各業種とも最近の原油高の影響等まだまだ予断を許さない状況となっております。

次に、雇用や就労、労働環境の状況につきましては、雇用についてであります。ハローワーク大曲管内における有効求人倍率は、本年10月末現在0.64となっており、前年同期と比較した場合、わずかに増加しておりますが依然厳しい状況であります。

また、平成16年度秋田県市町村民経済年報によれば、市民1人当たりの市民所得は211万4千円となっており、市民総生産は1人当たりで見ると292万4千円で、市民所得とともに横ばいで推移しております。

質問の第2点は、合併旧8市町村のそれぞれの地域における現状についてあります。

はじめに、合併から3年経過しようとしているが現状をどのように受けとめ、認識しているかについてお答えいたします。

私たちは人口の減少や少子高齢化、高度情報化、国・地方の財政悪化、行政需要の多

様化や高度化、生活圏の広域化、さらには地方分権の推進など変革の時代に対応した新たな地方自治を構築し、住民が安心して暮らせる地域をつくるために市町村合併を選択し、平成14年11月の任意合併協議会の設立から約2年5カ月の協議を経て、平成17年3月22日に1市6町1村により新市「大仙市」を誕生させました。

合併に至るまでには様々な曲折もありましたが、地域の将来展望に立った住民の合意に基づいて合併が成就したものであります。

私は合併協議会会長として大仙市をまとめあげた者として、また、初代大仙市長として新市の基礎を固め軌道に乗せることが当面の責務であると考え、それぞれの旧市町村の先達が築いてきた産業・文化・伝統・地域の特性を生かし、旧市町村長が目指したまちづくりへの思いを継承し、大仙市全域がそれぞれの地域の特色と独自性を発揮しながら発展し、生が活き・人が集う魅力ある地域、安心して暮らせる地域の創造に向け誠心誠意努めてきたところであります。

市民との協働による地域づくりを掲げ、地域自治区毎に実施した地域協議会や市長面会日、様々な会合、市民評価制度の導入などを通じて地域の声が行政に届く仕組みの確立に努めるなど、市民と一体となったまちづくりに取り組んでまいりました。

市民と情報の共有を図るべくできるだけ読みやすい広報の作成にも心がけ、本年度は予算特別号として「予算を読もう」を発行いたしました。

本市は誕生してから2年8カ月とまだ日も浅く、市民ニーズの高度化・多様化や社会経済情勢の変化、さらにはもともと財政基盤が脆弱な市町村が合併したものであり、地方交付税等の依存財源に頼る厳しい財政環境など多くの課題を抱えながらの市政運営が続いておりますが、大仙市の基盤を早期に確立し、市民が望むまちづくりを推進していくため、今後も常に市民の目線に立ち、現場に足を入れ、市民と一緒に汗をかきながら、本市の都市像である「夢のある田園交流都市」の実現に向けて最大限の努力をしてまいりたいと考えております。

次に、地域的な格差が合併前に比較してあるか、また、どのように認識されるかについてお答えいたします。

市町村合併は各市町村が対等な立場で新市のあり方を検討し、新市のまちづくりは地域全体の均衡ある発展を目指し、地域間のサービスレベル等の不均衡が生じないように検討が加えられ、最終的にはそれぞれの議会での議決を経て成立したものであります。

本市は、合併後、新市建設計画の考え方を基本としながらも経営理念やまちづくりへ

の取り組みなどを体系的に整理・見直しを図った「大仙市総合計画」を策定し、都市像の実現に向けて市全体のバランスを考慮しながら、旧市町村から継続している事業をはじめ農林業振興、商工業・雇用対策、都市計画、子育てと教育、医療・保健・福祉、芸術・文化・スポーツ、情報基盤整備など各分野における課題の解決に向けて努力してきたところであります。

地方自治体の自己決定・自己責任の強化が図られる中、合併により行政の規模が拡大したことなどにより、いかに住民の声を施策に反映させるかが重要な課題であり、地域の声が行政に届く仕組みの確立に努めており、自治会支援や地域枠予算などにより自治組織の育成を図りながら市民と一体となったまちづくりに取り組んでいるところであります。

厳しい財政状況の中で本市を取り巻く環境は大変厳しいものがありますが、総合計画の将来都市像実現に向け、市民一人一人が幸せを実感でき、人が生き・人が集うような魅力ある地域と安心して暮らせる地域の創造を目指して、市民の声を大切にしながら職員と一緒に汗を流してまいりたいと存じます。

質問の第3点は、本庁及び総合支所の現状についてであります。

はじめに、平成18年度の組織見直し後の状況に関する検証・評価についてであります。本庁につきましては平成18年度に大曲総合支所を本庁に統合し、それにあわせ事務分掌の見直しを行った結果、市民にとって利用しやすくわかりやすい簡素な組織・機構になったとともに事務の簡素化が図られたものと考えております。

さらに、新たな課題に対する取り組みとして、平成18年度には幼稚園や保育園、介護福祉施設の法人化を目指した「法人化推進チーム」や「第三セクター改善班」の設置、また、平成19年度では税及び税外収入の収納率向上を目指した「収納対策推進チーム」や「地域交通対策チーム」「企業対策班」を設置する等、的確に現状を把握し、即応した事務事業を行うよう努めております。

総合支所におきましては、平成18年度から地域協議会との協議により、自主的・主体的な市民活動の支援や地域が抱える課題に対し、現地即決対応できるよう各支所が独自に使える地域枠予算を設け、各地域の特色ある事業を展開しております。また、組織機構を6課から4課体制に改革し、税務課と市民課を統合したことにより窓口事務が統一されるなど、その成果が認められるようになってきていると考えております。

なお、平成18年度末には、構造改革の評価と改善のために各総合支所長等から総合



支所の現状や改善点等について意見を聞いておりますが、今後も引き続き実施してまいりたいと考えております。

職員の配置につきましては、人事異動の参考資料として、職員自己申告書の提出を全員に求めており、その中で職務に関する自己評価の項目を取り入れているほか、本庁の部課長、総合支所長及び総合支所の各課長等より、日頃の業務を含めてヒアリングを行いながら把握に努めているところであります。

これらによりまして職員個々の考えや意欲を見極めた上、適材適所の人員配置を行い、本庁・支所及び各施設等において十分な市民サービスが提供できる体制を構築することにより市民ニーズに対応しているところであります。

また、職員の職務、勤労等に対する検証、評価についてであります。各事務事業実施に当たりましてはコスト削減を念頭にスクラップアンドビルドを進めておりますが、この過程におきましては担当する職員個々の、また、各支所をはじめとした組織としての検証、評価を取り入れながら推進していかねばならないものと考えております。

次に、今後の対応についてであります。今後も予算規模が縮小するとともに職員数も減少する見通しであることから、組織全体を対象に、常に改善や見直しについて考えていかねばならないものと認識しております。

厳しい財政状況であります。社会環境の変化に伴う新たな行政課題を的確にとらえ、多様化する市民ニーズに応えられるよう、今後とも事務事業の検証、評価を行い、時代に適応した改善や見直しを検討してまいりたいと考えております。

質問の第4点は、市民の負託や要望及び市民サービスについてであります。

ご承知のとおり18年度決算で見ますと経常収支比率が94.6%、実質公債費比率が17.6%と、ともに前年度より悪化しております。また、財政推計では平成22年度から24年度にかけて、このままでは収支不足が予測され、平成22年度には財政調整基金が枯渇する恐れがあるなど、今後の市の財政状況は非常に厳しいものが予想されております。

このことから、平成20年度の予算編成に当たっては、既成概念にとらわれることなく事業の必要性や効果を原点から見直し、最小の経費で最大の効果を目指し、職員一人一人が改革の意識を持ち、自己責任と説明責任のもと、思い切った改善を図り行財政運営の簡素化に努めるようにとの指示を出しております。

さて、私は「市民と協働のまちづくり」を基本に市長面会日、地域協議会など様々な

機会をとらえ積極的に市民の意向や動向の把握に努めており、市民の皆様が日常生活の中でいろいろな問題を抱えていることは承知しており、同時にこれら複雑化・高度化している問題に道筋をつけ、社会生活に支障を来たさないように改善し、市民生活の向上を図ることが私の使命であると思っております。

市では、市民との協働によるまちづくりの一環として、集落の問題は集落で、地域の問題は地域で解決するための予算として「地域枠予算」を執行しており、この事業については来年度以降においても実施したいと考えております。

また、全市が対象となるサービスについては、常々議員の皆様と協議しながら施策を推進させていただいております。さらに、職員の意識改革を図りながら、市役所は最大のサービス産業であるとの位置づけ、職員の創意工夫により特段予算を伴わない出前講座や人材や資産等既存資源を活用しながら、きめ細やかな住民サービスを行う「ゼロ予算事業」のさらなる拡充を考えております。

ご案内のとおり財政上の制約が大きく、各種サービスの低下による市民生活への影響が憂慮されていることは十分承知しておりますが、平成20年度は大仙市の財政基盤を築く分岐点となる重要な予算編成でありますので、行財政運営の簡素化と総合計画に位置づけられた各種事業の見直しとともに、選択と集中を図り、できるだけ行政サービスを低下させることなく各種サービスの提供に努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（大坂義徳君） 14番、再質問ありませんか。はい、14番。

○14番（佐々木洋一君） ご答弁大変ありがとうございました。

それで、私も皆さん方もそれぞれ毎回の議会の一般質問されておるわけですがけれども、私もこの度、久しぶりに一般質問をさせていただきましたが、その一般質問する一人として、度々これまでの一般質問の中で感じていること、これは質問ではありませんけれども申し上げておきたいと思えます。

その一点は、大変これは職員がどうのということではありませんし、職員の方は立場上そうせざるを得ないなと思えますけれども、財政課の担当職員の皆さん、本当に立場上、またいろんな形で質問者に対するヒアリングを行っておりますが、大変ご苦勞をおかけしていると私は感じております。ただ、それが大変執拗というか、もうしょっちゅう電話をかけたりというようなこともありますし、もう一つは最後の質問する原稿をまず出してくれというところまでお願いされておるわけですので、この度私はその担当者の

ことを考えまして原稿を提出いたしました。ただ、質問者にとってはやはり大変この、そこまでやらなければならないのかなという大変疑問をまず感じているということであり、あります。

そしてもう一点は、これは議会の取り決めでありますので、質問、答弁、1時間枠の中で回数制限をしてということの内容で行われておるわけですが、ただ、1点目で申し上げましたとおり質問者に対してヒアリングを受け、質問原稿まで提出するという形で質問後に市長なり各部長さん方からご答弁をいただくわけですが、やはり質問者にとってはその答弁を聞きながらメモしたり、そして考えながら次の質問を考えていくというのは大変負担のかかることでもあります。私がそう感じているのかもしれませんが、ですから、このことに、一般質問のあり方については、今、議会運営委員会の方で検討、ご協議いただいていると伺っておりますが、どうかその中で質問に対してヒアリング、原稿までということであれば、当局の方の答弁書もひとつだけではないものかなというようなこともお願いをしながら、それは議会運営委員会でいろいろご協議、検討いただいで決めていただくことになるとは思います。そういう形をつくっていただきますと、もう少し質問、答弁が噛み合って、また深い議論ができるのではないかなということを私は感じておるわけですが、今の状態ですと、何か質問が中途半端に終わってしまい、答弁も十分、自分の考えたような中で十分いただけないというような形にもなりかねないと感じておるわけで、何か質問者にとっては不満の残る1時間ということにもなるかなと思っております。どうかこのことについては本当に議会運営委員会の委員の皆様には大変ご難儀おかけすることだと思っておりますが、できればひとつご検討、協議をいただいで、3月にはそれがどういう形の方角付けになるかわかりませんが、よりベターな方向になるようひとつお願いしておきたいなと思っております。ですから私も今日、いろいろ質問をし、市長からご答弁いただいたわけですが、この後そういうような、今2点申し上げたようなことから、この答弁の議事録、内容を十分この後精査させていただきながら、この3月議会以降にまた改めて中に入ったご質問をしてまいりたいなと思っておりますので、今日はまずご答弁をいただいたということで私の質問を終わらせていただきたいと思っております。議会運営委員会の皆さん、どうかよろしくお願ひしたいと思っております。

以上です。

○議長（大坂義徳君） これにて14番佐々木洋一君の質問を終わります。

---

○議長（大坂義徳君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日は、これをもって散会し、明日12月13日、本会議第3日を定刻に開議いたします。

ご苦労様でした。

午後 2時28分 散 会